

令和元年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月6日
2. 招集の場所 可児市役所全員協議会室
3. 開 会 令和元年12月6日 午前9時00分 委員長宣告

4. 審査事項

1. 事前質疑

- (1) 令和元年度重点事業予算執行状況について

2. 報告事項

- (1) 可児市特別会計条例の一部改正について
- (2) 大河ドラマ関連の進捗状況について

3. 付託案件

議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）について

事前質疑 議案第77号関連等

4. その他

5. 出席委員（20名）

委員長	板津博之	副委員長	野呂和久
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	中村悟	委員	山根一男
委員	酒井正司	委員	天羽良明
委員	川上文浩	委員	山田喜弘
委員	澤野伸	委員	勝野正規
委員	渡辺仁美	委員	大平伸二
委員	田原理香	委員	中野喜一
委員	松尾和樹	委員	奥村新五

6. 欠席委員（なし）

7. その他出席した者

議長 伊藤 壽 監査委員 川合敏己

8. 説明のため出席した者の職氏名

市長公室長	酒 向 博 英	企画部長	牛 江 宏
観光経済部長	渡 辺 達 也	総務部長	田 上 元 一
文化スポーツ部長	杉 山 徳 明	市民部長	杉 山 修
建設部長	丹 羽 克 爾	水道部長	田 中 正 規
こども健康部長	尾 関 邦 彦	福祉部長	大 澤 勇 雄
企画部担当部長	坪 内 豊	教育委員会事務局長	瀬 瀬 新 吾
広報課長	飯 田 好 晴	総合政策課長	肥 田 光 久
財政課長	渡 辺 勝 彦	総務課長	宮 崎 卓 也
管財検査課長	溝 口 英 人	防災安全課長	武 藤 務
観光交流課長	杉 下 隆 紀	企業誘致課長	高 井 美 樹
産業振興課長	加 納 克 彦	地域振興課長	日 比 野 慎 治
人づくり課長	桜 井 孝 治	高齢福祉課長	水 野 修
福祉支援課長	飯 田 晋 司	子育て支援課長	水 野 伸 治
こども課長	河 地 直 樹	文化財課長	川 合 俊
郷土歴史館長	宮 地 直 木	都市計画課長	渡 辺 聡
都市整備課長	林 宏 次	土木課長	安 藤 重 則
施設住宅課長	守 口 忠 志	上下水道料金課長	須 田 和 博
学校教育課長	奥 村 恒 也		

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊左次 敏 宏	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書記	林 佳太郎	議会事務局 書記	松 倉 良 典

○委員長（板津博之君） それでは、皆さんおはようございます。

本日の進行についてお知らせをいたします。

伊藤健二委員が遅参するという連絡が今入りましたので、このまま始めさせていただきますが、本日の協議題に沿って予算決算委員会を進めていきます。

初めに、重点事業の事前質疑、その後、報告事項、付託案件と行いますので、よろしくお願いいたします。

また、付託議案の説明及び質疑は、初めに総務企画委員会所管を行い、その後、建設市民委員会及び教育福祉委員会所管を合同で行います。また、必要に応じて自由討議を行い、討論、採決を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和元年度重点事業の予算執行状況についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得て、マイクのスイッチを入れて行ってください。

質問される方は、資料中の番号及び事業名を述べてから質疑内容を読み上げてください。事前質疑の番号順に1問ずつ質疑を行います。重複する質問は、各委員に番号順に説明いただき、その後、一括で答弁をしていただきます。重複している質疑については太枠で囲っていますので、よろしくお願いいたします。また、関連質問はその都度認めます。

それでは順に行います。

○委員（田原理香君） おはようございます。

重点事業シート、予算執行状況の番号は1番、予算の概要は46ページに当たります。

事業名、多文化共生事業でございます。

重点事業の説明シートにも、以前配られたものにもございましたが、小学校入学前準備教室ではひよこ教室があり、義務教育年齢とその子供の就学支援教室にはゆめ教室があります。そして、義務教育の年齢を超えた子供の進学支援教室にはさつき教室があります。それぞれの各種教室の参加状況について教えてください。

○人づくり課長（桜井孝治君） おはようございます。

多文化共生事業におきます各種教室におきましては、市の多文化共生センターフレビアにおいて、可児市国際交流協会により主に語学教室を中心に開催をされております。そのうち、市が関与する日本語教室の今年度のこれまでの参加状況でございます。今御紹介いただいたのも含めて御説明を申し上げます。

まずは指定管理事業として成人を対象に行ったもの、こちらは3教室ございまして、地域生活者としての会話を中心とした教室は7回を開催いたしまして、延べ157名の参加をいただいております。また、読み書きとか、漢字を主にした教室は同じく7回開催いたしまして、301名の参加。それから、日本語能力試験の対策講座には8名が18回講座を受講しております。

また、市の委託事業として子供を対象に行った主なものにつきましては、日本語初期指導

が必要な児童・生徒の対応を行うゆめ教室で71名、それから15歳以上をサポートするさつき教室で15名などがございます。

これに加えて、協会では文化庁とか、県とか、自治体、国際化協会などの助成金を活用いたしまして教室を運営しております。日本語教室全体トータルで見ますと、全体で19の教室を運営しております。この中には、御紹介いただいたように、来年の春に市内の小学校に入学する子供を対象にした事前準備教室もございまして、そちらは23名の参加でございました。なお、外国語の講座につきましては、協会の主催とはなりますが、ポルトガル語とか、中国語などの教室、17の講座に取り組んでおります。以上です。

○委員（田原理香君） ありがとうございます。

参加状況はわかりましたが、この人数というのは、率でいきますとどのくらいの方々が御参加いただいているのでしょうか。

○人づくり課長（桜井孝治君） 率というのは、多分分母があることになるかと思いますが、分母が取り扱いによっては違うかと思いますが、率という形では把握しておりません。

○委員長（板津博之君） 田原委員、よろしいですか。

○委員（田原理香君） 率としては、ただこの人数が多いのか少ないのか、延べというところで教えていただいたんですが、そのあたりとしてはどのような把握をされていますか。これは、その分母がわかりませんということでしたが、それについてはどのようにお考えでしょうか、多いとか少ないとか。

○人づくり課長（桜井孝治君） これは前半の状況になりますので、前半としては多いかなあと思っております。

○委員長（板津博之君） それでは、2番目の質疑に行きます。

○委員（山田喜弘君） 重点事業、予算執行状況の番号3番、予算の概要の50ページ、支え愛地域づくり事業です。通常分のKマネー販売額の執行率は何%でしょうか。また、今後の販売促進策はどうでしょうか。

○地域振興課長（日比野慎治君） 通常のKマネーには、個人消費等のために購入される一般販売分と団体等への補助金などで交付されるものと、大きく分けて2とおりの利用があります。

令和元年10月末現在の販売額は、個人消費等で使用されるものが415万3,000円、団体等への補助金などで使用されるものが4,679万5,000円の合計5,094万8,000円で、執行率は全体で約61%となっています。前年度の同じ時期と比較した場合、合計金額では1,350万5,000円の増加、執行率では約11ポイント増加していますが、このうち、個人消費等で使用される一般販売分の執行率は約26%にとどまっています。

なお、今後の販売促進策としては、商工会議所において継続したPRをお願いするほか、庁内及び市職員へのPRとして、年末年始や年度がわりの会合等では協力店を利用し、Kマネーでの支払いを推奨しているところでございます。委員各位におかれましても、可能な限りKマネーを御利用いただくよう御協力をお願いいたします。以上です。

○委員長（板津博之君）　じゃあ、次3番目。

○委員（富田牧子君）　同じところなんですけど、同じところの後半部分、プレミアムKマネーの申請状況はどうかということで、これって、消費税が上がるということでそうした対策としてあったと思うんですけど、子育て世代は3歳までの子供を育てているところということで、この人たちは実際に2万円出して、それで2万5,000円分のKマネーを買うということではできるとは思いますけれど、低所得者層、それから障がい者というところら辺は、私は申請状況は違うというふうに思っております。今までは、お金なら福祉何とか金といって1万5,000円とか、7,000円とか、それを通帳に振り込んでいただくという形になっていましたが、今度はこのプレミアムKマネーを買えということで、特に障がいを持っている人たちは、それを買いにいくまず原資がない、なかなか。それから、それを買っても使えないというか、使うところが少ない。そして、このKマネーではお釣りが出ないということもあって、なかなか私は利用が進んでいないんじゃないかということをも自分自身も体験しておりますので、子供が障がい者なので、そういうことを、設楽町のほうから来ましたが、とても無理だということで、それは申請しておりませんが、どんなものでしょうか。

○産業振興課長（加納克彦君）　プレミアムKマネーの購入申請及び販売につきましては、産業振興課が担当しておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず、プレミアムKマネーの申請状況についてですが、低所得者につきましては、1万4,364人に申請書を送りまして、そのうち4,953人から申請がございました。課税状況、扶養状況を確認した上で4,848人、34%の方に購入引きかえ券を送りました。ちなみに、全市区町村の10月25日時点の申請状況も約34%となっております。子育て世帯につきましては、申請の必要がないため、対象年齢の子供2,672人の世帯主全員に購入引きかえ券を送りました。

購入状況としましては、令和元年11月29日現在で、低所得者は、購入引きかえ券を送った4,848人のうち、75%の3,615人が購入をしております。子育て世帯は、対象となる2,672人のうち、38%の1,010人の方が購入といった状況でございます。

次に、障がい者は利用が難しいということはないかという御質問についてでございますが、申請については、送付する申請書にあらかじめ名前が印字してあり、押印のみで簡単に申請できるようになっております。また、代理人による申請も可能としております。

購入に関しましては、購入するのに遠方まで出向く必要がないというように、市内金融機関、それから農協、郵便局に販売をお願いいたしまして、市役所を含め35カ所で購入できるようにいたしました。プレミアムKマネーは、対象の方のお体が不自由な場合でも、周りの方が委任状を持参することによりまして購入することができますし、また、かわりに御家族の方等がお買い物に行ってくださいときにも御使用いただけます。プレミアムKマネーの使用は、通常のKマネーと同じ市内約400カ所の店舗で使用可能となっております。以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、続いて4番目。

○委員（天羽良明君）　重点事業の番号は4番、同じく予算の概要50ページですが、交通安全環境整備事業について、地区要望により今後発注するということですが、カーブミラーの設

置など自治会以外からの要望はありましたでしょうか。また、要望があった場合の対応をどう行っていますでしょうか。

○土木課長（安藤重則君） カーブミラーの新設につきましては、自治会要望を受けて防災安全課が現地を確認し、道路形状、交通量等を総合的に判断し評価を行っております。その結果に基づき、土木課で重要度の高いものから予算の範囲内で設置しております。例年、秋以降の工事発注となっております。

自治会以外からのカーブミラーに関する要望については、新たな設置要望は少なく、多くは既存のミラー損傷等の修繕要望をいただいております。修繕補修の場合は、現地を確認し、劣化・破損の程度により適宜対応しております。新設要望については、自治会等の交通量などによる優先度の判断も考慮する必要があることから、自治会を通じて要望していただくようお願いをしております。以上です。

○委員（天羽良明君） ということは、自治会要望以外としてはP T A等が考えられるわけですが、こういった要望も、P T Aの書式を任意でつくって、自治会の判こをもらって押す形にしてほしいということでしょうか。

○土木課長（安藤重則君） カーブミラーに限らず、通学路標識についてもP T Aから要望いただくこともございますが、その件についても自治会要望を通じて提出していただきたいというふうをお願いをしております。以上です。

○委員長（板津博之君） 続きまして、5番目。

○委員（渡辺仁美君） 執行状況番号は10番、予算の概要は53ページになります。

公共交通運営事業において、1つ目、4月から9月のコミュニティバス運行補助見込み額を合わせた執行概算、それからコミュニティバス1便分の運行補助額を教えてください。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 4月から9月のコミュニティバスの運行補助金は、さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよK a r、Kバス、Kタク、Y A Oバスを合計しますと4,710万4,000円となり、これを執行済み額と合わせますと8,336万9,000円となりまして、執行率は53.8%となります。

次に、バス1便分の運行補助額ということですが、さつきバスについてお答えいたします。さつきバスは5つの路線ごとに運行距離が異なりますので、運行補助額は路線ごとに異なることとなりますが、平均しますと、1便当たり3,978円の運行補助を支出しております。以上です。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

続きまして、6番。

○委員（渡辺仁美君） 番号は同じく10番で、予算の概要も53ページになります。公共交通運営事業です。

10月よりの新運行においては、運行増便やルートの変更は大幅にはありませんでした。次期においては見直しが検討されますでしょうか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 10月の運行見直しでは、可児駅前広場の供用開始に伴いまし

て、起終点を市役所から可児駅前に変更しまして、鉄道やさつきバス同士の乗り継ぎを改善しました。今後は、本年度作成しました地域公共交通網形成計画に基づき、需要が高い地域を効率的に運行できるよう、コミュニティバスの再編を図ってまいります。現在は、令和3年度中に新ルート・新ダイヤで運行できるように再編案の検討を進めております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、続きまして7番目。

○委員（田原理香君） 執行状況の番号は12番、それから予算の概要は58ページに当たります。生活困窮者自立支援事業についてです。

生活困窮者自立支援事業というのは、生活困窮者の方が、その本人の方の状況に応じて、包括的にかつ継続的に相談支援を行って、生活困窮者の自立を助長するという支援事業でございます。そういう中での相談というのは、件数は何件あったのでしょうか。また、そうする中での自立に向けての実績ということは何のようであったか、教えてください。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 10月末現在の数値でお答えをさせていただきます。

自立相談支援の相談の延べ件数でございますが、867件ございまして、前年同月が953件ということで、9%ほどの減となっております。そのうち新規相談件数が40件、これ前年同月が27件ございまして、ここは48%増と。それから、プラン作成件数が10件ございました。これは前年同月が21件でしたので、52%ほどの減となっております。また、プランを作成し、一般就労につながった件数でございますが、5件ありました。前年同月が10件ありましたので、約半数に減ったということでございます。

次に、家計相談支援の件数でございますが、5件ございまして、前年同月が11件ということで、これも約半数、52%減でございます。また、住居確保支援相談件数が19件ございまして、前年同月が47件ありましたので、これは60%減ということでございます。数値的な件数としては以上でございますが、これら支援相談の状況でございますけれども、平成29年度から平成30年度にかけては、継続し複数回にわたって相談を受けたケースがふえたことから、新規相談が減ったにもかかわらず、延べ件数が増加したような状況がございました。今年度に関して申しますと、相談件数は年度による増減が当然ございまして、またケースごとに支援相談が集中して発生する時期があったりするなど、前年同月で年度間の差異を単純に比較できないといったようなことがやはりありますので、ことしの数字も半年少々の今の状況で単純に比較はできないのかなというふうには見ております。

また、ことしに限ったことではございませんが、新規相談の傾向として、40代、50代、30代といった年代の順に多く寄せられております。また、単身で病気や多重債務、家族関係がよくないなどの要因が複合的に絡む方のケースが多いということが見てとれる状況でございます。以上でございます。

○委員（田原理香君） 丁寧な御説明ありがとうございました。

予算執行状況の番号は15番、それから予算の概要は60ページです。自立支援等給付事業についてです。

この自立支援事業というのは、障がい者の方が適性に応じて自立した日常生活または社会

生活を営むことができるように、必要な障がいサービスの提供をするということでございますが、今回給付費が増加しているとのことでした。この給付費が増加しているということは、対象者がふえたことからなのか、もしくは利用率が上がったことからか、どのように捉えてみえるでしょうか、教えてください。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 自立支援等給付事業の給付費はメニューがたくさんございますが、そのうちの多くが増額の見込みとなっております。また、増額見込みのメニューにおいて、利用者がふえているものより横ばい以下のもののほうが多いという状況でございます。また、利用者増のメニューにおいても、その増加率以上に額がふえているという状況もございます。

以上のことから、利用率が上がっていることが全体としての要因と考えられるんですけれども、予算額が大きい、例えば放課後等デイサービスや生活介護などのメニューにおいて、利用者がふえているということも大きく影響しているものと考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） じゃあ、続きまして9番目。

○委員（田原理香君） 重点事業、予算執行状況の番号は16番で、予算の概要は60ページ、地域生活支援事業でございます。

こちらは、障がい者が住みなれた地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするということでの支援事業でございますが、同じく給付費が増加しているのは、対象者がふえたことからか、もしくは利用率が上がったことなのか、教えてください。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 予算額が大きい日中一時支援給付費等において、対象者数がほぼ横ばいの中、給付費は増額見込みとなっております、利用率が上がっていることが原因と考えられると分析しております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、次10番目。

○委員（富田牧子君） 19番の事業です。子育て支援政策経費についてです。

子どもの生活状況実態調査について、契約が決まったというふうに書いてありましたので、契約先の名前と、そしてどんな調査をするのか、調査項目についてお知らせ願いたいと思います。また、この調査をしてどう生かしていくのか、これをお聞きします。

○子育て支援課長（水野伸治君） 子どもの生活状況実態調査につきましては、市内の子供とその保護者を取り巻く状況、教育、生活、就労、経済などの状況を把握しまして、関連する支援施策を進めるための基礎資料とするための調査でございます。名古屋市の株式会社名豊と6月26日付で委託契約をしまして、現在業務を実施してございます。

アンケートにつきましては、小学1年生の保護者、小学5年生の子供とその保護者、中学2年生の子供とその保護者の合計約4,600人を対象としておりまして、子供には、友人関係や学校、学習、食生活や健康状況、悩みなどを調査項目としまして、24問から26問程度、また保護者につきましては、就労状況や人間関係、子供との関係、子育ての負担感、支援ニーズなどを調査項目といたしまして、全体で29問から32問程度お願いしてございます。

今後は、各支援の現場から見た子供の生活実態や課題ですとか、支援ニーズに応える社会資源の状況も把握しまして、現在実施しております取り組みとニーズ等を比較して、重複や不足部分を明らかにして、現行の施策、事業の評価・修正の検討資料としていきたいと考えております。以上でございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、今度子ども・子育ての新しい計画になるわけですが、それについても、こうした事業というのは、このやった生活実態調査はきちんと反映されていきますか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 当初、子ども・子育て支援事業計画、今年度策定の中に少し盛り込みたいということを検討しておりましたんですが、ちょっとやはり時間的な問題で、全ての反映をすることができなくなりました。今後計画に関しましては、この調査について、全てを盛り込むことはできません。

○委員（富田牧子君） そのほかに、例えば子供の貧困の問題でも、やっぱり努力義務としてそういうきちっとした計画をつくるようにというのが、努力義務なのでつくらなくてもいいかもしれませんが、ということがあると思うんですけど、こういう方向についてはどうですか。せっかくこうした実態が明らかになるんですから、やっぱりそういうことは計画としてつくっていくべきだというふうに思いますけれど、いかがですか。

○子育て支援課長（水野伸治君） 今申しあげました子ども・子育て支援事業計画（第2期）につきましましては、今年度策定するに当たりまして、今申しあげました貧困の部分が、この調査の部分を盛り込むことはできませんが、改めて貧困に関しましては、先週の11月29日に閣議決定されましたが、子供の貧困対策に関する大綱というのが発表されました。こちらでも、地域の実情を踏まえた取り組みの普及・啓発を進めるとされておりますので、本市のほうとしても、まずはもう少し現状を把握して、分析もした上で、市としてこれまでの取り組みを貧困に関して検証していきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） 次、それでは11番から13番までは重複質疑ですので、松尾委員から順番に読み上げてください。

○委員（松尾和樹君） 重点事業、予算執行状況の番号が23番、予算の概要63ページです。事業名が家庭相談事業です。

家庭相談員の欠員補充に対する今後の見通しはどのようになっておりますでしょうか。また、欠員による悪影響は出ておりませんか、お聞かせください。

○委員（田原理香君） 同じ箇所でございます。1人欠員中とありますが、支障はないのでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 同じところですか。家庭相談員の補充状況をお願いいたします。

○子ども課長（河地直樹君） お答えします。

相談員の欠員について御心配をおかけし、申しわけございません。相談員3名のところ、本年4月から1名欠員となり、募集をいたしました。適任を採用することができず現在を迎えております。この間、1人欠けている分は正職員と相談員とで振り分け、今のところ何

とか支障なく対応ができております。今後の動きとしましては、広報「かに」1月号にも募集案内を掲載し、採用を目指してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） 関連、よろしかったですか。

○委員（田原理香君） この家庭相談員というのの条件が、非常にハードルが高いということをお聞きしたんですが、どういった内容なんでしょうか。なかなか手が挙がってこないということは、何かございますでしょうか。

○こども課長（河地直樹君） 採用の募集に関して、要件としましては、まずは熱意がある方ということで募集をしております。あとはスキルがある方ということで募集をしております。特に資格を求めているわけではございませんで、人物評価ということで募集をさせていただいておりますので、特にハードルが高いというふうには考えておりません。

○委員長（板津博之君） それでは、14番目。

○委員（天羽良明君） 事業番号60番です。橋りょう長寿命化事業についてです。

長洞大橋、西川橋の橋台・橋脚補修の工事で延命効果はどれほど上がりますか。また、今現在補修が必要な橋はどれだけありますか。

○土木課長（安藤重則君） 橋りょう長寿命化事業については、損傷が軽微なうちに修繕・補修を行うことで健全度を確保し、施設の延命化を図るもので、橋りょう長寿命化計画に基づき順次進めております。

今年度は、長洞大橋、姫橋、西川橋の補修工事を行っております。橋梁の補修工事による延命効果としては、それぞれの橋梁において種類、劣化状況、また交通環境等も異なることから、補修を行わずかけかえをする場合と比較してどの程度延命することができるのか、数値的に具体的にお示しすることはできませんが、定期的な点検・診断・補修といった維持管理を適切に行うことで、大きく3つの効果があると考えられます。

1つ目は、突発的な崩壊事故等を減らすことができ、またその復旧に長期間通行どめを要するなどの社会的損失を防止することができます。2つ目としては、長期的に施設の安全性を確保することができ、緊急的なかけかえ等による多額の費用を要することがなくなり、計画的な施設の維持管理が可能となります。3つ目としましては、損傷が軽微なうちに比較的安価なコストで劣化の進行をおくらせることができ、ライフサイクルコストを抑えることができると考えております。

次に、現在補修が必要な橋はどれだけかについてお答えいたします。

現在、市が管理する264橋について、道路法に基づき5年に1度の橋梁点検を実施しており、その点検結果により健全度を4段階で評価をしております。そのうち、緊急に補修もしくは通行どめ等の措置が必要となる判定4の橋梁についてはございません。

次に、早期に補修が必要となる判定3については8橋ありまして、昨年度までに2つの橋梁について補修を行っております。残りの6橋については、それぞれ次の点検までの5年以内をめどに計画的に補修を行う予定です。

それ以外の橋梁のうち、判定2の136橋については、予防保全の観点から補修を行うこと

が望ましいとされておりまして、道路の重要度等を勘案して、早期な段階で計画的に補修を行っております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、次15番目。

○委員（大平伸二君） おはようございます。

予算執行状況事業63番の予算の概要78ページです。

かわまちづくり事業で、木曾川左岸渡し場遊歩道の名称で正式名称なんですが、ネット上や近隣の情報紙などでは「かぐや姫の散歩道」という名前で紹介されておりまして、ネーミングがいいのかどうかわかりませんが、観光交流人口が物すごくふえてきておりまして、近隣の駐車場はどこかという場所の問い合わせや、案内がないということでよく住民の方々が尋ねられるケースが出てきていますが、対策はとれておりますか。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 雑誌への掲載後、木曾川渡し場遊歩道の駐車場に関する問い合わせがありましたので、本年度、土田渡多目的広場の臨時駐車場に、木曾川渡し場遊歩道の駐車場の入り口を示す看板を設置いたしました。

平成29年度に作成しました可児市かわまちづくり基本計画におきましては、木曾川左岸エリアのアクセス拠点として、既存駐車場の活用のほか、新規駐車場の整備を計画しております。新規駐車場としましては、下田樋管のあたり、それから防災船着き場のあたりを予定してございます。また、施工中の土田渡多目的広場の駐車場の利用も計画しております。また、本計画においては、マップの作成などの情報発信や、新設駐車場や多目的広場に案内板を設置することとしておりまして、今後、事業の進捗に合わせてPR方法について検討を行ってまいります。以上です。

○委員（大平伸二君） 名称なんですが、庁内の部内の中の名称は「木曾川左岸渡し場遊歩道」が正式な名称で、「かぐや姫の散歩道」というのは一部のコースということで庁内調整はとれているんですね、これ。

○都市計画課長（渡辺 聡君） 先日、木曾川左岸の遊歩道を整備しておられる遊歩道友の会と市の職員が立ち会いまして、「かぐや姫の遊歩道」というネーミングのする場所、区間を決定されましたので、今後、その区間については「木曾川渡し場遊歩道」の正式名称に加えて、そういった呼び名もあわせてしていくというようなことを調整がとれております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、続きまして16番、17番は重複しておりますので、松尾委員から順番にお願いします。

○委員（松尾和樹君） 重点予算執行状況の番号が64番、それから予算の概要が79ページです。空き家等対策推進事業に関してです。

解体助成の補助率拡充により、申込件数が順調に増加しているということですが、具体的に数値を用いて説明していただけますでしょうか。また、空き家対策を進める上で、今後も空き家はふえることが見込まれておりますが、助成費等の一層の拡充、来年度以降ですけれども、そういったお考えはありますか、お聞かせください。

○委員（富田牧子君） 同じところですか。解体補助費用の補助率の費用を拡充して効果があったとあるが、何件くらい解体されたか。また、その後の土地の活用についてはどうなっているのでしょうか。これ以上の空き家対策の施策はありませんか。

○施設住宅課長（守口忠志君） 松尾委員からの解体の補助率拡充による申し込みの件数の具体的な数値と、富田委員からの何件くらい解体されたか。また、その後の土地の利用についてまずお答えいたしたいと思います。

可児市空き家・空き地活用促進事業の補助金交付制度は、平成25年に施行され、平成30年度制度改正まで5年間で、本制度を利用したの解体助成は平成26年度1件、平成29年度1件でございました。制度改正以降は、平成30年度実績としまして、旧耐震建築物の解体助成5件100万円を交付しました。今年度は、6月までに旧耐震建築物の解体助成を検討して、当初予算全額の100万円を交付しました。その後も補助金のお問い合わせが数件ございましたので、9月議会で100万円の予算を補正させていただきまして、その後、11月までで2件の申請をいただいておりますが、いずれも旧耐震の建築物でございます。現在も複数の解体助成の問い合わせをいただいている状態でございます。

また、その後の土地の活用につきましては、平成30年度助成物件5件中3件は新たに住宅を建設していただいております。また、2件は更地の状態で売買物件となっております。平成31年度物件は、前半戦の5件でございますが、5件中1件は住宅建設中でございます。2件は売買契約が済んでいる状態でございます。また、2件は売り払い物件となっている状態でございます。

続きまして、松尾委員からの今後助成費の一層の拡充があるのか、また富田委員からのこれ以上の空き家対策の施策はないのかについてお答えさせていただきたいと思います。

まず松尾委員からの今後の助成ですが、来年度の予算の中では、解体助成の補助金としましては、うちからは10件分の要求をさせていただいているのが現状でございます。現在の空き家等対策計画では、平成29年度から令和2年までの4年間で重点的な施策は現在計画どおり実施しております。次の施策としまして、令和3年度より次期計画における重点に実施する施策を令和2年度に見直しをする予定になっております。つきましては、帷子地区における借家の可能性であったり、除却に関する助成支援のあり方、そしてバンク制度の見直しなど、有効的な空き家対策を立案しまして、空き家等対策協議会に諮り、協議していきたいと考えております。以上です。

○委員長（板津博之君） よろしいですか。

○委員（松尾和樹君） それでは、教えていただいた件数と、実際に例えば平成29年の空き家戸数、結果933戸とありますけれども、割合でいくと随分低いように感じられますので、なるべく今後も空き家がふえていくことが見込まれますから、成果の高い施策というものを十分考えていただいて、実行のほうをしていただきたいなあというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） 意見ということですね。

それでは、続きまして18番から20番も重複質疑ですので、山田委員から順番にお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 重点事業、予算の執行状況の番号73番と予算の概要の83ページ、ばら教室KAN I 運営事業。

今年度、来日者がさらに増加している要因をどう分析しているのか。抜本的な施設の増加が必要とのことだが、具体策を考えているのか。

○委員（富田牧子君） 入室児童の増加で2部制になったということですがけれども、2部制というのはどういう体制になったのか、お聞きをしたいです。今後の見通しはどうでしょうか。

○副委員長（野呂和久君） 毎月15人から20人程度の入室待機者のため、カリキュラムを変更して実施とのことだが、その後の待機者数の増減はどうか。学校区では、どこから通う子供の数が多いのか。

○学校教育課長（奥村恒也君） よろしく申し上げます。

まず、来日者が増加している要因と分析でございますけれども、可児市外国人市民意識調査報告書2018、これは人づくり課のほうで取りまとめられておるものでございますが、その中の「あなたが可児市に住む理由は何ですか」、複数回答の問いをしてみると、多い順から「仕事場が近い」38.6%、「買い物・交通・病院などの日常生活に便利」36.0%、「親族や友人がいる」33.8%、「教育環境が充実している」が20.5%となっております。まとめますと、近くに働く場所があり、日常生活にも便利で、かつ教育環境が整っているということが増加している原因と考えられます。また今後につきましては、現行のばら教室の受け入れ人数に限りがございますので、拡充のほうを検討しているところでございます。

次に、2部制につきましては、2部制にする前には、もともと午前3時間・午後1時間の4時間での授業を行っておりました。午前は日本語、算数、そして午後は総合の時間を使いまして、日本の文化ですとか、礼儀、学校のマナー等を学ぶ授業を位置づけておりました。待機児童・生徒が増加してきたため、2部制に暫定的に行っておりますけれども、通常これまでの入室生を、2部制では午前中3時間、そして午後の時間を朝の会や帰りの会に振り分けております。そして、待機児童となっております35人の定員外の児童・生徒を、午後2時間授業を組んで待機児童を受け入れるという体制を整えました。今後の見通しとしましては、2部制ではなく、やはりこれまでのカリキュラムの中で入室を希望する全ての子供たちの受け入れができるよう、拡充を検討しているところでございます。

続きまして、待機児童のことでございますけれども、待機者につきましては、この4月から大体10名から20名で推移しておるところでございます。最も多かった月は9月の25名でございました。11月からはカリキュラムを2部制にしましたので、11月以降の待機児童は現在おりません。

また、通級する校区でございますけれども、やはり集住地域であります蘇南中学校区、土田、今渡、川合、下恵土の地域が多いのでございますけれども、近年では広見小校区、特に広見地区がふえてきております。市の西部・南部からも年に1人から2人程度入室はありま

すけれども、また東部からでの入室は、このところ2年間ではございません。以上です。

○委員長（板津博之君） 関連はよろしかったですか。

○委員（山田喜弘君） その拡充というのは、増築するとか、人員をふやすとか、その辺はど
ういうふうでしょうか。

○学校教育課長（奥村恒也君） 増設というよりも、拡大の施設等の検討もしつつ、人員の増
加も含めながら考えているところでございます。

○委員長（板津博之君） ほかによろしかったですか。

○委員（田原理香君） ちょっと聞くとところによりますと、校長会のほうで、この施設の増加
ということに対して何か提案があったというふうに聞いておりますが、具体策ということでは
お伝えはまだ難しいのでしょうか。

○学校教育課長（奥村恒也君） この件につきましては、3月議会の議会前の教育福祉委員会
で説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（板津博之君） ほかになければ、最後21番。

○委員（山田喜弘君） 重点事業、予算の執行状況の番号75番、予算の概要の83ページ、ふる
さとを誇りに思う教育事業について。

時期的に後期に集中しているということだが、開催時期は3学期制のときと同様の時期の
開催か。開催時期について検討したことはあるのか。

○学校教育課長（奥村恒也君） お願いいたします。

ふるさとを誇りに思う教育事業、茶道体験、美濃桃山陶の学習につきましては、教育課程
の中で総合的な学習あるいは学校行事として年間指導計画の中で位置づけております。その
ため、当事業の実施時期につきましては各小・中学校で決めることになっておりまして、2
学期制に移行した後も、その利点を生かせるように検討をし、事業計画を立てた結果、以前
の3学期制と同様の時期に重なっておるというふうになっております。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、全体について関連質疑ある方。全てこれまでの。

○委員（富田牧子君） ほかのところでもよろしいんですね。

14番の高齢者の生きがい推進事業のところなんですけど、ここで高齢者孤立防止事業をや
って、訪問を始めているということなんですけれど、こうしたことで3月までに大体80歳以
上の人の状況をいろいろ把握できるということなんですけど、そうした場合に、その情報と
いうのは民生委員とか、そういう人に知らされますでしょうか。

○福祉部長（大澤勇雄君） 10月、11月にかけて民生委員がまず回っていただいて、それで会
えなかった方については、市の職員がこの11月、12月にかけて今も回っております。やはり
入所をしてみえるとか、そういうような形でお会いできないような方もお見えになりますの
で、そういった部分については、やはり民生委員とは情報を共有しながらやっていきたいと
いうふうに考えております。

○委員（富田牧子君） ということは、ちょっと民生委員から言われたんですね。やっぱり民
生委員が知らされていないということもいろいろあったりして、それでももう今私たちのと

ころは高齢化がとても進んでいて、この間も孤独死があったんですが、やっぱりそういうことで情報を本当に民生委員のほうにいろいろ教えていただかないと、心配りができないということなので、ぜひ調査をした、その調査の結果は抱え込むんじゃなくて、関係のところには必ずいろいろ皆さんで共有するようにしていただきたいというふうに思います。特に民生委員は、やっぱりそういうことで一生懸命になっておられますので、民生委員が知らないということがないようにしていただきたいなあと思います。

○福祉部長（大澤勇雄君） 民生委員からも、ひとり暮らしの高齢者の方の見守りとか、そういう形で月報をつけていただいております、私どものほうにそういった情報を上げていただいております。その中には、やはり入所の状況を知らなかったとか、そういうお話をいただいておりますが、全てをやはりそういった形で民生委員にお知らせするというのはなかなか難しい部分があるものですから、お問い合わせをいただければ、市のほうで調べて、状況についてはお伝えするというのを、また理事会とか、そういう中でもお話をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（大平伸二君） 1点確認なんですけど、先ほど土木課の交通安全環境事業の中で課長が言われた中で、学校周辺の安全対策も自治会要望から上げてくださいという話だったんですが、交通マニュアルか何かのほうで、学校周辺の通学路とか周辺道路の対策はやられると思うんですけども、それも自治会要望で上げたほうがよろしかったんですかね、ちょっとその辺を聞きたいです。

○土木課長（安藤重則君） 通学路交通安全プログラムの件だと思うんですが、この件についても、PTAとか、いろいろ関係者、御要望をいただくわけなんですけど、自治会を一本化して、自治会を通じて提出していただきたいというふうにはお願いはしております。以上です。

○委員長（板津博之君） そのほか、質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で執行状況についての質疑を終了といたします。

ここで、正面の時計で10時5分まで休憩といたします。執行部の方は御退席いただいて結構です。

休憩 午前9時53分

再開 午前10時04分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、報告事項の可児市特別会計条例の一部改正について行います。

執行部の説明を求めます。

○観光経済部長（渡辺達也君） それでは、報告事項第1の可児市特別会計条例の一部改正について御報告させていただきます。

昨年の12月議会で、可児御嵩インターチェンジ隣接流通工業団地開発事業に関する基本設

計等委託料の補正予算を御承認いただきまして、地元調整等の作業もあわせて進めてまいりました。現在も鋭意努力をしているところでございますが、次年度に向けて事業を大きく進めてまいりたいと考えており、3月議会に、可児御嵩インターチェンジ隣接流通工業団地開発事業に関する特別会計設置条例の上程を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（板津博之君） 今回、3月議会に上程するということでの頭出しということですが、何か質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言がないようですので、次に大河ドラマ関連の進捗状況等について行います。

執行部の説明を求めます。

○企画部担当部長（坪内 豊君） それでは、この時間をおかりしまして、大河ドラマ関連の進捗状況について御説明をさせていただきます。

お手元にお配りしましたこちらのチラシ、資料番号2と書いたこちらのものと、あと2枚になっておりますけど、明智光秀博覧会2020 in 可児市の開催日についてというのをごらんいただきたいと思います。

初めに、開催日のほうの御案内というか、御連絡のほうをごらんください。

こちらにございますとおり、大変御心配をおかけしましたけれども、大河ドラマの初回放送日、「麒麟がくる」の初回放送日が1月5日から1月19日に変更となったということがございまして、その関係で、大河ドラマ館を含みます明智光秀博覧会の開催日程を、これまでいろんな関係機関と調整してまいりましたけれども、何とか当初の予定どおり1月11日土曜日からオープンできるということになりましたので、今回ここでお知らせさせていただくところでございます。

開催日の初日におきましては、10時からオープンセレモニーを行う予定ですので、また御案内のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それから、一般来場者の方へのオープンは正午ということで計画しております。

これとあわせまして、次のものをごらんいただきたいんですけども、次の本徳寺所蔵の肖像画のことについて、これは文化スポーツ部長からの御連絡ということになりますけれども、こちらも博覧会の開催日が1月11日からということになりましたので、肖像画の公開につきましても同日から、この下にございますとおり1月11・12・13日、それから今度は郷土歴史館についてはこの日程になりますけれども、そもそもの11・12・13日の日程については、同じように当初の予定どおり行えるということになりましたので、御連絡をさせていただきます。

最初のものに戻っていただきまして、この開催日につきましては、岐阜市と恵那市とか、ほかの市との調整と、あとマスコミへの発表の関係があります。これが12月9日の午前10時を解禁ということにしておりますので、お取り扱いのほう御注意いただければというふうに思います。まず、これにつきましては以上でございます。

こちらのいよいよチラシのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらのドラマ館のチラシは、これはもう既に御案内のとおりということになります。その次にありますのが、3館でやりますよというような岐阜県のチラシになります。岐阜市につきましては歴史博物館、恵那市につきましては大正ロマン館というところでそれぞれ行うというようなことで進んでいるところでございます。

次に、1ページをごらんください。

こちらの明智光秀博覧会についてというようなものになりますけれども、これに沿って説明をさせていただきます。

まず、明智光秀博覧会全体の図面ということになりますけれども、4ページ、資料番号1というものををごらんください。

こちらが全体の会場の図面ということになります。こちらをごらんいただきますと、一番左、西入り口とありますが、これは花フェスタ記念公園の入り口、ずうっと行きまして、駐車場が真ん中あたりの上のところにあるというようなものになります。

これ、西ゲートというのが真ん中より右側のあたりのところにありますけれども、この西ゲートの手前のところに発券所があります。これは今花フェスタ記念公園の発券所、こちらを利用させていただきまして、こちらのほうで券を買っていただくと。この入り口のところに看板を設置いたしまして、ここから無料ゾーンということが入っていくというようなものになります。

入っていくところに、①②③④⑤と丸がつけてあります。これはグルメブースということで、5つほど店舗が入りますけれども、こちらのグルメブースで買っていただいたものを、その下側にあります青い色の休憩テントというところがありますけれども、こちらで食べていただくというような場所になります。

その下になりますけど、花のミュージアム、「花のミュ」で消えておりますけれども、こちらの花のミュージアムの中で大河ドラマ館等々が行われるというところ、それからその手前のところはイベントスペースというところがございますけれども、これも後ほど説明させていただきますが、年間を通じていろんなイベントを行っていくというような場所になります。

あと最後に、真ん中あたりの右のところにバス駐車場というのがあるんですけれども、今回の明智光秀博覧会につきましては、かなり多くのバスツアーが組まれているというようなことを聞いておりますので、こういったバス駐車場のほうで対応していくというようなことになります。

続きまして、5ページをごらんいただきたいんですけれども、5ページが花のミュージアムの中の平面図ということになります。

この図面の1階というところの右下のところ、ちょうど発券所（火曜日のみ）と書いたあたりのところですが、ここが花のミュージアムの入り口になります。ここから真っすぐ入っていただくと、大河ドラマ館になります。ここは大きな部屋があるんですけれども、

こちらのほうで大河ドラマ館を設置するというものでございます。

それから、大河ドラマ館を出ていきますと、企画展というふうにありますけれども、これは今3階建てになっているんですね。ステップのような形で2階まで上がっていくようなスペースがありますので、そこで独自の企画展を開いていくと。企画展のところのステップフロアを上がっていくと、2階のほうに上がっていきます。2階の部分の一部をまた企画展で使いまして、その先がVRゲームです。体感ゲームのほうをこちらで設置するということになります。ここでお茶を飲んでいただいたりとかいう方については喫茶店ですね、飲食と書いたところが現行ありますけれども、そこを御利用いただくと。

その次に、右に行ってくださいますとイベントと書いたところがありますが、ここは本徳寺の肖像画とか、そういったものの展示をしたりとか、室内で行うようなイベントをやっていくスペースということになります。

パネル展示というところを越えていただくと、今度一番右の階段状になったところ、これは階段でございます。階段をずうっとおりていただくと、この紫色のところには土産物店がありますので、ここで土産物を買っていただいてミュージアム自体は出ていただく。そうすると、先ほどの外のイベントスペースとか、飲食をとるコーナーがあるというようなものになっております。

最初の1ページに戻っていただきまして、まず大河ドラマ館、どういうものになるかといえますと、これは大河ドラマ館の性質上、本当にぎりぎりまで図面とか、そういったものが出てこない、ネタバレをしてしまいますので、ちょっとまだ図面がありませんという状況です。

ちょっと言葉だけになりますけれども、少し見ていただくと、(1)導入というふうにあります。これ入っていきますと「麒麟がくる」の概要とか、登場人物の紹介をしたり、人物の関連図なんかの基本情報パネルなんかを置いて、ここでお出迎えをするというものになります。

メインの展示といたしましては、何といたしまして、本市におきましては明智荘というところがやはり一番重要なかなというふうに考えておりますので、明智荘のジオラマを設置したいというふうに考えております。あと映像、ドラマシアターとか、そういうところをつくりまして、映像コンテンツとして明智荘を中心としました可児市オリジナルの映像、こういったものをつくって、そこで見ていただいたりとか、あとそのほかの映像コーナーでは番組のメイキング映像を見ていただいたりとかして、あと衣装の展示、そういったことを行っていくのが本市の大河ドラマ館ということになります。

それから、次に光秀ゾーンという企画展です。明智光秀が生きた時代というものになります。こちらについては、6ページの資料2というのをごらんください。

A3のものになりますけれども、これが全体のイメージ図ということになりますけれども、先ほどの右側のところ、6とページを振ったところのちょっと右のところ、これが入り口から入っていくところですね。ずうっとこの真っすぐ右側のところを行っていただくと、今は

ないんですけれども、大河ドラマ館が正面にあるというふうに考えてください。ここの資料番号2と振ったあたりが大河ドラマ館というふうに考えてください。その大河ドラマ館のほうを出ていただくと、こういった形でステップフロアのほうをずうっと上がっていくということになります。これをめぐっていただいて、上がって、この左、ずうっと行っていただいた左のところを越えていくと、VRというようなものになります。

全体の平面図が、その次の7ページをごらんいただくとおわかりいただけるかと思うんですが、7ページをごらんいただきますと、先ほどのステップのところとか、上がっていくところをずうっと行くと、一番最初の2. 光秀の軌跡をたどるところがあります。こういったところで、由来とか、誕生から始まりまして、その生涯をずうっと描いていくと。このミニシアターというところが途中にあるんですけれども、これは光秀についてのいろいろな物語、こういったところを可児市にまつわる話とか、いろいろなお話をここでしていきたいというものになります。

次に、4番の光秀の人物像を謎解くというあたりから、武将としての光秀、領主としての光秀、文化人として、人としてと、こういったところで光秀の魅力を引き出していきたいなあというふうに思っております。

ずうっとまた回転していただくと、今度はいよいよ本能寺ということになります。6番の光秀の人物像を謎解く②で、本能寺ということで、本能寺の変の真相に迫るということで、いろいろな説がございます。こういった説を出して行って、そこを回っていただくと、最後10番のところでは光秀ゆかりの地ということになりますので、県内ゆかりの8市町とか、亀岡市、福知山市、大津市などのそういったところとの連携で紹介をしていくというようなことになります。ゆかりの土地ギャラリーを越えていただくと、先ほどから御案内のとおり、VRのほうに行くというようなものになります。

VRにつきましては、次のページをごらんください。8ページになります。

チラシのほうを入れさせていただきました。VRチャンバラアトラクション「VS明智光秀」ということで、可児才蔵になりまして、明智光秀と戦うというような設定のものでございます。こちらにつきましては、大河ドラマ館というと、どうしても年配の方がお客さんの主ということになってまいりますので、今回本市の博覧会については、特に若い世代、お子様連れとか、そういう若い世代に来ていただきたいという思いがありますので、こういったものを準備させていただいております。こちらにつきましては、実は大河ドラマ館が終わった後も、これは買い取りですので、そのままほかの施設で使っていくことができるというものでございます。

では、もとに1ページに戻っていただきまして、今が光秀ゾーンということになります。

次が、戦マルシェゾーンということになりますけれども、まずお土産とグルメというふうに分けておりますけれども、お土産の販売につきましては、会場内の今あるお土産物屋さんの店舗でやっていただくというようなことになります。

それから、グルメブースにつきましては、次の9ページの資料3というのをごらんくださ

い。

花のミュージアムの前のところになりますけれども、こちらに設けて、飲食場所につきましては、6間8間のテントというか、大きさが割と広い場所を準備しまして、こちらのほうで食事をとっていただくというようなことになります。

次が、また1ページに戻っていただきまして、戦国イベントゾーンということになりますけれども、こちらは大人から子供まで、あらゆる世代が楽しめるイベントを年間通じて行っていきたいというふうに考えております。

2ページのほうにございますけれども、可児市だけではなくて、明智光秀ゆかりの地、先ほどの8市町等とお話をさせていただきましたけれども、こういったところのPRをしていくというような場としても使っていきたいというふうに思っております。花のミュージアム前の芝生広場と2階の研修室を貸しスペースとして案内するというようなことで、次の10ページの資料番号4というのをごらんいただきますと、これはそろそろホームページのほうで上げていく予定なんですけれども、催事出展の御案内ということで、いろんな方々にここに参画をいただきたいと、参加していただきたいというようなことで、こういった出展のほうの申し込みをしていただきましたら、御自由にお使いいただけるというようなところで動かししていきたいというふうにご覧しております。

続きまして、2ページのところの交通対策になります。

交通対策ということで、これは14ページの資料番号5をごらんください。

こちら、交通対策の概要についてまとめさせていただいております。交通対策につきましては、先般の一般質問でもお答えしましたとおり、自家用車の対策と公共交通の対策、これともう一つ観光バスの対策がありますので、これを加えました3つの柱をもとに対策を考えているところでございます。

1つ目は、自家用車への対応ということになりますけれども、まず駐車場になりますが、花フェスタ記念公園の駐車場、常設といたしましては西駐車場が1,000台、それから東駐車場が700台ほどございます。ただ、東駐車場につきましては、今回の明智光秀博覧会、入場が西側からというようなことになりますので、西ゲートからの入場ということになりますので、基本的には無料感謝デーとか、そういうとき以外は西の1,000台ということになります。

それから、それに加えて臨時駐車場につきましては、ふれあいパーク緑の丘の駐車場で、これ済みません、731台と書いたんですが、1,086台でしたので、訂正のほうをお願いしたいと思います。1,086台でございます。

これ、順位をつけております。第1順位、第2順位、第3順位とありますが、これも図面がございまして、16ページのA3のふれあいパーク緑の丘使用順位というのをごらんいただきたいんですけれども、まず常設の1,000台がオーバーフローしそうになりましたら、まず第1順位のC駐車場という左上のところのほうに誘導していく予定でございます。ここ520台あります。それで、ここが満車になりそうだというような状況でしたら、今度は優先順位2位のD駐車場、DですのでCの下になります。こちらのほうに136台ございます。一

番混雑をするバラまつりとか、ゴールデンウィーク以降、その状況になりましたら、第3順位のその他の駐車場、例えばここでいいますとB駐車場とか、A駐車場、それから真ん中に遊び広場というのがあるんですが、これ「び広場」しか見えないんですけど、遊び広場というのがありまして、この駐車場を駐車場としていくというようなことで、約430台が確保されるというものでございます。合わせましての先ほどの約1,000台というような状況です。

あと、次にここでもオーバーフローしそうという場合につきましては、文化創造センターアールの駐車場の310台を予定しております。文化創造センターアールにつきましては、ちょうど3月から改修ということになりますので、繁忙期については、こちらのほうからの対応で考えていきたいというふうに思っております。ここにつきましては、会場行きのシャトルバスの運行をしていくというようなことで、これは後ほどまた説明をさせていただきたいと思っております。

続いて、(3)の一般道における対策ということになりますけれども、誘導看板の設置ということで、これは一番まず大事なところかなと思うんですけども、可児御嵩インターから入ってまいりまして、県道を走ってまいりまして、そこでどこの駐車場に行くといいのかというところを人と看板で案内していきたいというふうに思っております。それから臨時駐車場とか、駐車場の満空情報とか、そういうのを出していくということで、一つ有効な手段といたしまして、VICISといったものを使ったものがございます。それにつきましては、17ページをごらんください。

17ページの駐車場満空情報システムの御案内というものがございます。こちら、一般財団法人道路交通情報通信システムセンターというところが行っているものなんですけども、渋滞とか、交通規制などの道路交通情報をFM多重放送とか、ビーコンなんかを使いまして、リアルタイムにカーナビのほうにお伝えするというようなシステムになっております。VICIS情報というのは24時間365日提供されまして、カーナビによるルート検索とか、渋滞回避にも活用されていると。こちらのほうを利用させていただくというふうで今進めているところでございます。

めくっていただきますと、ちょっと簡単な説明で申しわけないんですけども、2番のところをごらんいただきますと、カーナビに表示される情報というふうにあるんですけども、こちらカーナビの地図上に駐車場の位置、パーキングマーク（Pマーク）が表示をされます。こちらは、うちのほうで登録をするということになります。ドライバーが、そのPのマークをクリックすると、駐車場の詳細情報というのが表示されるというものでございまして、これ少し見にくくて申しわけないんですけども、VICIS詳細情報というところの中には、満車率60%というふうに書いてありまして、駐車台数500台未満とか、こういう情報が出てくるというようなものでございます。こういったものも使いながらということになります。

情報はどう出すかといいますと、4番のところをごらんいただくと、自治体の担当者などがスマートフォン、端末のほうをお借りするということになりますので、こちらのほうから情報を随時送っていくというようなことになります。

最後、裏をまためくっていただきますと、こういったことを、これは三重県の事例なんですけれども、ホームページなんかでこういったことをごらんいただくと、VICISで出しているのを、これをごらんいただくと便利ですよというような情報を事前にホームページなんかで告知をしながら進めているというようなことで、こういったことを参考にしながらやりたいなというふうに思っているところでございます。

あと、また14ページに戻っていただきますと、そのほかといたしましては、一般道に対する対策としては、FMからのほうでも渋滞情報をリアルタイムで流せたらというふうに思っております。

それから、(4)の高速道路における対策というのがありますけれども、こちらにつきましては、東海環状自動車道の可児御嵩インターができるだけ渋滞しないように、あのあたりの渋滞を避けるように、状況に応じまして、五斗蒔スマートインターで下車していただいて会場に誘導するというのを考えております。こちらには横断幕の設置というふうにありますけれども、例えば可児ドラマ館へは五斗蒔スマートインターが便利ですか、そういった情報を流していくことによりまして、そちらのほうに誘導していくというようなことで、2カ所の設置をしていきたいというふうに考えております。

続きまして、観光バスへの対応ということになります。

観光バスにつきましては、先ほど最初の図面で御案内しました常設の西駐車場が26台、バスはとめることができます。基本的にはこれで対応というふうに考えておりますが、繁忙期におきましては、こちらのふれあいパーク緑の丘の駐車場の一部を使いまして、会場のほうでお願いして、バスのほうの待機場所をこちらの緑の丘に持っていくというようなことを考えているところでございます。

入場券販売管理センターで予約をしていただくと、来園するバスの台数、時間とかは状況が把握できますので、こちらのほう、入場券販売管理センターの近畿日本ツーリストのほうに委託しておりますので、こちらが一定のコントロールを観光バスについてはしていくというようなことで今詰めているところでございます。

次、15ページをごらんください。

次が電車利用者への対応ということになります。

まず現状からお話をさせていただきますと、現状、平日、土曜、日曜・祝日、これいろいろ違いがありますので、まず平日につきましては、さつきバスのみ運行ということになります。時間帯により長短というのはありますけれども、大体で申し上げますと、さつきバスのみですと、1時間半に1本のバス運行というイメージです。こちらのほうにバラの見ごろ時期はというふうなことが書いてありますけれども、花フェスタのバスが、バラの見ごろ時期ですので、ことしでいうと5月の終わりぐらいの9日間の平日ということになりますけれども、こちらが走ります。というふうになりますと、大体イメージとしては1時間に1本ぐらいの運行というイメージになります。

次に、土曜日についてということになりますけれども、土曜日については東鉄バスが走っ

ておりますので、この東鉄バスが走る時期とそれ以外を分けますと、まず走っていない通常の時期でいうと、これはさつきバスのみということになりますので、先ほどお話ししましたとおり、約1時間半に1本のイメージになります。これにプラスして、明智駅まで行っていただいてからKバスで行くというルートもあります。Kバスは定員9人で、1日に5本の運行というような状況でございます。

次に、季節運行の東鉄バスが走る場合についてなんですけれども、これは4月の第2土曜から6月の第4日曜の土・日・祝日運行ということになりますので、1日4往復です。2020年でいいますと、4月11日から6月28日のおよそ28日間走るといようなものになります。この時期は、先ほどのさつきバスと合わせると、大体1日10本当たりの運行ということになりますので、これも1時間に1本のイメージですね。端的に言いますと、1時間に1本と先ほどのKバスがあるというような状況になります。

最後に、日曜日・祝日についてなんですけど、ごらんとおり、さつきバスは走っておりませんので、通常の時期は何もないというような状況、それで明智駅からのKバスがありますよというようなものでございます。それから、季節運行の東鉄バスがある時期になりますが、これ東鉄バスも1日に4本しか運行しませんので、時間は10時から始まって、長いときは3時間待ちというようなことになっております。

したがいまして、現状、今として捉えますと、関東・関西とか、遠いところから公共交通で見たお客さんに対する2次交通が弱いというようなことでございます。その対応といたしまして、シャトルバスを運行させたいというふうに思っております、これで計画としては、さつきバスと合わせまして平日は30分から40分に1本、土・日・祝日は20分に1本で運行できないだろうかということで調整をしているところでございます。この予算につきましては、今回の補正予算案で上程させていただいておりますので、この後の議案第77号の中で御説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。

交通につきましては以上のとおりになります。

続きまして、2ページに戻ってください。

誘客宣伝事業になります。

誘客宣伝といたしましては、PR戦略としてパンフレットをまずつくりまして、可児市と明智光秀の関連、「明智光秀物語」といっていた冊子なんですけれども、そちらのほうをつくりまして、こちらですね、可児市との明智光秀の関係、これを配布したりとかして進めてまいりました。あと、イベントでのPRとか、のぼりなんかは企業の協賛をいただいて、全体で600本ほど、花フェスタ記念公園の近くとか、広見東地区とか、そういったところに設置をしてきております。

続きまして、入場券の販売につきましては、18ページの資料番号6をごらんいただきたいんですけれども、こちらのチケットを10月1日より販売しております。岐阜市と同時です。ほかの市はばらばらですけど、岐阜市とは同時に発売をしております。前売りは大人400円、子供は160円ということになります。前売り券の取扱所につきましては、10月1日現在では

このような状況になっております。

2ページに戻っていただきまして、なるべくたくさんの方に御購入をいただくというように、前売り促進を図るために、買い取り販売の手数料を高目に設定しまして、前売り券の販売の促進を図っているところでございます。あと、他市とのドラマ館との連携とか、観光地なんかとの連携、こういったところで旅行商品の造成を旅行会社にしていただいて販売促進を図っているというところで、今、枚数はちょっとあれなんですけど、販売状況としては順調にしております。ツアー造成の話なんかいろいろなところからいただいておりますので、出足としては順調かなあというふうに考えております。

あと、市民向けの販売といたしましては、市内企業に御協力のほうを呼びかけて、前売り券の販売をお願いしているところでございますし、一番下の「・」にありますとおり、市内の小・中学生にドラマ館への招待ということで、これ企業の協賛をいただいて、全小・中学生に招待をするというようなことで進んでいるところでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

3ページのところ、今度、誘客イベントの企画・実施ということになりますけれども、事前PRを1年かけてやってまいりました。これは19ページの資料番号7番をごらんいただきたいんですけれども、これがこれまで行ってまいりましたいろんなPRということになります。

例えば、5月の花フェスタのバラまつりから始まりまして、5つ目ぐらいの8月上旬には、NEXCO中日本に、先ほどの明智光秀物語のパンフレットを3万部ほど、岡崎サービスエリアと養老サービスエリアの間の34カ所のサービスエリア・パーキングエリアや休憩所、こういったところに置いていただきました。あと名古屋のほうでも、9月のあたりではイオンモールナゴヤドーム前店とか、オアシス21とか、そういったところも回ってまいりましたし、市内におきましては、花フェスタ無料感謝デー、それから健康フェア、産業フェア等と、こういったところでもチケットの販売ができるときはやってまいりまして、今の状況でございます。

裏をごらんいただきますと、ここにありますとおり、先般11月9日・10日につきましては、全国山城サミットで2万3,000人のお客様にPRをしてきて、この中でもNHKのプロデューサー吉川さんとか、あと小栗さくらさんとのお話をいただいたりとか、そんなこともしてきているところでございます。

次、あとオープン後になりますけれども、明智光秀博覧会を会場とした年間イベントの計画というふうにありますけれども、これも繰り返しになってしまいますけれども、市内の各種団体、市民や各種団体のイベント、それから県内ゆかりの地のPRイベント、それから花フェスタ記念公園との連携したイベントというのが大事ななというふうに考えておりますので、その中で両方をめぐっていただけるような、両方楽しんでいただけるようなイベントというのを今企画調整しているところでございます。

最後に、可児市民の10万人を大河ファンにということ、こういったことも今進めている

ところで、21ページの資料番号8番をごらんいただきたいと思います。

まず、上田市の真田丸が大成功した秘訣を聞いてまいりましたところ、やっぱり市民の皆さんに関心を持ってもらって、リピーターとなってもらうのが一番大事ですよということを聞きました。そういったこともありますので、まず市民の皆さんに向けて、こういったことを今進めているところでございます。

1つは、明智光秀博覧会を市民でPRということで、OPEN100日前カウントダウン写真大募集ということで、もう今これやっておりますけれども、グループなんかとか、会社とか、いろんな団体でなんですけど、写真を撮っていただいて、一言コメントとあわせて送っていただいています。これによって、参加しながら、皆さん関心を持っていただきながらオープンを迎えるというような仕掛けでございまして。

その次が、大河ドラマを学校や家庭の話題にということで、市内の小中学校でのトークイベント「大河ドラマを楽しもう」ということで、こちらの4校を行ってまいりました。小学校6年生を対象にしております。こちら、大河ドラマ活用推進室の職員と、それからNHKのプロデューサーにおいでいただいて、この魅力を語っていただいたりとかして、関心を子供たちにも持っていただくというようなことで行っております。ここにございますとおり、地元企業から大河ドラマ館の入場券のプレゼントというのがございますので、こちらのほうをお渡しして、あと来週中には、市内のほかの小・中学校の児童・生徒に配付をしたいというふうに考えております。

22ページをごらんください。

パブリックビューイングです。パブリックビューイング「みんなで見よう！麒麟がくる」というようなことで、こちらのほう、1月5日の最初の放送日ということで調整してまいりましたけれども、今19日が最初の放送日ということになりますので、これで今調整をしているところでございます。ここにございますとおり、出演者は徳重聡さんで調整をしております。これは光秀に寄り添う藤田伝吾とありますけれども、大河ドラマの中では非常に重要な光秀の家臣として、最初から最後まで出てくるのではないだろうかというようなことで考えているところでございます。イベント概要にありますとおり、日時は第1話放送日で、トークイベントと視聴ということで、場所は岐阜医療科学大学、参加者は400名ということで、今406名の方に応募いただいておりますので、その方々がまずは対象になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

そうしましたら、今、私のほうの説明はここまでなんですけど、交通のところでは続きのところは実はございまして、済みません、私が無視してしゃべってしまいましたので、そちらのほうにいきます。

○総務部長（田上元一君） それでは、私のほうからは大河ドラマ館開館中の瀬田地区・羽生ヶ丘地区の交通対策という、いわゆる地元対策について御説明をさせていただきます。

資料2の一番最後にとじてございます、カラー裏表の資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

大河ドラマ館開館中の瀬田地区・羽生ヶ丘地区の対策についてでございます。資料の一番最後のところでございますが、よろしかったでしょうか。

今回の大河ドラマの関係の交通対策につきましては、ただいま企画部担当部長のほうから申し上げましたが、9月17日に大河ドラマ交通対策会議というのを開催いたしております。これは、大河ドラマ館の開館中の交通対策について、道路管理者、それから交通管理者、NEXTCO、国・県、交通管理者が警察、花フェスタ記念公園、FMらら、そして地元自治会の皆さんに一堂にお集まりをいただいて、さまざまな意見をいただいたという機会でございます。それを受けてということで、先ほど企画部担当部長のほうから、広域からのいろんな交通対策のほうをお示しさせていただいたところでございますけれども、私のほうはいわゆる地元対策ということで、総務部防災安全課を中心に検討するということになりまして、この会議を契機に可児警察署との調整を行い、また地元の自治会の皆さんとの調整を行って、取りまとめたというところでございます。

資料を見ていただきますと、まず上段のほうに基本方針というのがございます。地元でございます瀬田地区・それから羽生ヶ丘地区には駐車場がないということをしつかりと周知しなさいというのが警察からの指示でございました。明智城の登り口に何台かの駐車場がございますが、とにかく地元車両以外は、二輪車も含めて一切この地域に入れさせないと。当然ながら、明智城の入り口のところについても駐車場という形での使用はしないと、閉鎖をするということで考えていきたいと思っております。

また、基本方針2つ目としては、看板等によりそのことを皆さんに周知する。さらには、人、専門の警備員を配置して警備に当たる、そして巡回のパトロールをします。そして、今のところ予定としては、明智城の登り口のところですけれども、そこを現地本部ということで設置をして情報の連携を図るといようなことで、こうした基本方針をもとに地元対策を行っていくと、地元の方々に迷惑をかからないようにしていくということで進めていきたいというふうに思っております。

次に、2つ目に来場予定者数に応じた対策ということで、先ほど企画部担当部長のほうから、1月11日から開館をするということに決まったということでございますので、基本的には、ドラマ館開館中の来場予定者数をもとにしまして危険度を予測して、ここにごございます危険度をレベル1から4ということで設定をしまして、それぞれに応じた対策を講じていくこととしたいというふうに思っております。

裏面のほうを少しごらんいただきたいと存じますが、1月から翌年の1月までのそれぞれの月別のレベル日数ということで、それぞれ設定をいたしております。最も混雑が予想されるのが4月の後半から6月の前半までと、ちょうど花フェスタ記念公園の春のバラまつりのころではないかなというふうに予想しております。また下段のほうは、それぞれ瀬田地区、それから羽生ヶ丘地区でのパトロールの範囲、それから交通誘導員の配置の箇所、柵や看板等の設置箇所などをそれぞれプロットしたものでございます。

では、表面のほうに戻っていただきまして、まずレベル1から4ということで、レベル1

につきましては、日の入場者数を1,000人未満というのを見込みまして、この瀬田地区・羽生ヶ丘地区につきましては人的な配置は行わず、看板や柵等で注意喚起をしていくというもので考えております。

レベル2につきましては、日の入場者数を1,000人から2,000人未満ということで、レベル2以上になりますと、現地対策本部を設置して、巡回パトロールによりチェックしていきたいというふうに考えております。このレベル1から4の一番右の欄は、いわゆる交通誘導員の交代要員も含めた数ということで御理解いただきたいと思っております。

そしてレベル3になりますと、日が2,000人以上4,000人未満と設定をしまして、巡回パトロールだけでなく、7カ所の定点に交通誘導員を配置するというごさいます。

そして、最も混雑するであろう日4,000人以上というのをレベル4と設定をしまして、巡回パトロールと、それから11カ所の交通誘導員を配置するというような形で、それぞれ臨機応変に地元の対策ということで行っていきたいというふうに思っております。

また、当然ながら地元の皆さんの車両というのを排除するわけにはいきませんので、こちらにつきましては、自治会を通じて地元車両をあらわすステッカーを皆さんにお渡しをしまして、交通対策員にも判別しやすいようにしていきたいというふうに考えております。なお、これらの対策につきましては、広見東、平牧の両自治連合会、それから瀬田、しらさぎ、羽生ヶ丘自治会への説明を終了してございまして、おおむねこの内容で御了解いただいているということで、地区には回覧にて周知をしていくということとしたいというふうに思っております。

また、今回の補正予算、債務負担ということで、令和2年度の交通誘導員は1,980万円をお願いしているところでございまして、1月から3月の分につきましては、観光費の大河ドラマ活用推進事業の現予算の中で対応していくということを考えております。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、以上で企画部担当部長から大河ドラマ関連の進捗状況と、総務部長からは交通対策ということで説明がありました。

ただいまの説明に対する質疑を行います。

ちなみに、この後の補正予算の際にも質疑を受けますので、もし今回質疑できなかった部分は後のほうでしていただければ結構ですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

とりあえず、今の説明について質疑ございますでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 現地対策本部って、何時から何時まで設置されるの。

○総務部長（田上元一君） 基本的には、大河ドラマ館の開館時に合わせてということなので、その前後も含めてという形にしていきたいというふうに思っております。

○委員（渡辺仁美君） 大河ドラマ館3つあります、県内。岐阜市と可児市、恵那市、この3つある中で、やっぱり県内の他市町との連携は必要ですけど、可児市の優位性を打ち出すとか、利益考慮とか、どのあたりを差別化を図られた、そういったちょっとコンセプト的なことではありますけど、聞きたいです。

○企画部担当部長（坪内 豊君） まず大河ドラマ館というか、明智光秀博覧会全体で捉えた場合、本市の場合はやっぱり明智光秀の人物に光を当てるというか、そこに焦点を当てて、その魅力を出していくというのが特徴になってまいります。

例えば岐阜市でいきますと、光秀は出生ではないですので、そこで道三とのかかわりとか、信長とのかかわりとか、そういったところになっていくでしょうし、本市の場合は、先ほどのような光秀本人に光を当てると。大河ドラマ館につきましても、そういった意味では、先ほども申しあげました明智荘で光秀は生まれたというようなことで捉えて、明智荘を前面に出していくということで、ほかとの違いを出していくというふうに考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 交通のことでちょっとお聞きしたいんですけど、今の説明の中で、五斗蒔スマートインターにおろすような案内をするというようなことがあったんですけども、五斗蒔スマートインターは基本的にスマートインターですので、2回停車しなくちゃいけないのと、出るのにね。あとはパーキングになっていまして、非常に多分東からの車の流入が物すごく多いところで、あそこを優先的におろすというのは物すごく危険なような気がするんですけど、その辺の安全対策はNEXCOとの調整なんかは済んでいるんでしょうか。案内するのはいいんですけども。

○企画部担当部長（坪内 豊君） こちらは、先ほど総務部長からお話をさせていただいた交通対策会議とか、そういったところ、それから個別にもNEXCOともお話をさせていただいて、そのほうが可児御嵩インターの渋滞が防げるので、ベターであろうというようなお話をいただいて進めているというものでございます。

○委員（川上文浩君） わかりました。NEXCOがうんと言っているのはいいんだけど、僕はよく利用するので、あそこでたくさんの車を流出させるというのは非常に大変……、2つ合流しますからね、その前に。中央道との合流点もあるので、非常に危ないんじゃないかなと思ったので聞いただけですけども。NEXCOがうんと言っているのでもいいのかな。

それと、緑の丘へ混雑時はC地区まで誘導するということだと、やはりピーク時、相当な車が駐車を求めて、特に五斗蒔スマートインターを中心におろしていくとなると、そこへ集中するわけですけども、市民の方がふだん利用している緑の丘公園の利用には物すごく制限がかかってくると、その辺の対策はどうされるんですか。

○企画部担当部長（坪内 豊君） 繁忙期で本当に車が渋滞といいますか、本当に混雑するときというのはバラまつりの時期の土・日ですね。6日間を想定しているんですけども、その時期かなというふうに考えております。そこに対しましては、いかに渋滞を緩和するために、例えば先ほどの文化創造センター アーラとか、そういったところに誘導していくか、どのように誘導するかとか、そういうことが重要になってまいりますので、先ほどのやっぱり最後は人ということになると思うんですけども、看板とか人とか、いろんなツールを使って情報を出していきながら、その6日間を特に重点的に対応していくというふうに考えております。以上です。

〔発言する者あり〕

対策といたしましては、先ほどお話をしました誘導看板とか、あと人ですね。そういったところで、なるべくそこの中に入ってこないようにして、地元の車両に御迷惑をおかけしないようにしていくということになると思います。これをやっていくということだというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） やはり利用者もそうだし、団地も控えていることなので、その辺の周辺の整備は相当考えてやっていかないと、五斗蔭スマートインターでおろしておいて文化創造センター アーラへ行けなんて誘導って、どうやってやるのかなみたいなことを考えると、本当に総合的にもう少し考えていただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、実際シミュレーションなりなんなりして、誘導のしっかりと、机上ではなくてやっていただくことが大切かなと思いますので、配慮をお願いいたします。

○委員長（板津博之君） ほかに、この件について。

○委員（大平伸二君） チケットのことでちょっと問い合わせがあったんだけど、3館ドラマ館ができるんですが、これの共通券って、説明なかったと思うんだけど、共通券はないのかということと、もう一点、同じチケットのことですので、大河ドラマ館、可児の場合のパスポートはできるのかという問い合わせもあったんだけど、その辺の考えがちょっと説明がなかったですので教えてください。

○企画部担当部長（坪内 豊君） まず今回のチケットにつきましては、3館共通券というのはつくりまします。それで回っていただく、ツアーでも使っていただいたりとか、そういうものになりますけれども、つくるということで進めております。

あと今回のチケット、花フェスタ記念公園との共通券というのも必要になってくるのかなということで、公園のほうと調整をしまして、相互に割り引いたような形になりますけれども、そのチケットもつくりまします。あとパスポートというのは、ドラマ館自体でパスポートというのは、ちょっと性格上つくらないというものになりますので、パスポートはつくりません。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑、交通対策でもドラマのほうでもよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ないようであれば、大河ドラマ関連の説明に対する質疑を一旦終了といたします。質疑があれば、先ほど申し上げたように、この後の議案説明の後にまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）についてから議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3議案を一括議題とし、その説明及び質疑を行います。

それでは、執行部の説明を求めます。説明の際は、御自身の所属を名乗ってから順に説明をしてください。

○財政課長（渡辺勝彦君） それでは、私からは一般会計補正予算の歳入について御説明申し上げます。

繰越明許費、債務負担行為、歳出並びに特別会計、下水道事業会計につきましては、それぞれ所管の担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。なお、人件費は市長公室長が一括して後ほど御説明をいたします。

では、資料番号2の令和元年度可児市補正予算書をごらんください。

1ページ目をお願いします。

令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）です。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317億6,870万円とするものでございます。また、繰越明許費の設定及び既定の債務負担行為の追加、地方債の変更・廃止を行います。

2ページ目をお願いします。

歳入の補正項目について御説明します。歳入の補正項目は、款別では国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、市債です。

では、7ページをお願いします。

こちらは第4表の地方債の補正です。

地区センター施設整備事業債につきましては、当初予定よりも借り入れの充当率が高くなったことにより、排水ポンプ監視装置改修事業債については、事業費の増加に伴い、市道改良事業、橋りょう長寿命化事業、土田渡多目的広場整備事業については、補助対象事業の増減により、起債対象事業費も増減したことにより借入限度額を変更するものでございます。

8ページをお願いします。

市立保育園施設整備事業、中学校施設大規模改造事業につきましては、事業内容が市債の適債事業とならなくなったため、観光拠点施設整備事業、市営住宅整備事業につきましては国・県補助金が増額になったことにより市債による財源措置が不要になったことにより、借り入れをしないということにしたものでございます。

では、11ページをお願いします。

歳入のそれぞれの内容について御説明いたします。

では、まず国庫支出金です。

民生費国庫負担金533万円の増額は、児童扶養手当給付負担金533万円の増額です。

国庫補助金5,808万6,000円の増額は、市道改良事業交付金4,356万8,000円、土田渡多目的広場整備事業交付金1,100万円、市営住宅改修事業交付金351万8,000円の増額です。

次に、県支出金です。

総務費県補助金344万3,000円の増額は、清流の国ぎふ推進補助金で、大河ドラマを契機とした活性化事業に対するもので、うち45万円が名鉄広見線活性化協議会への負担金、残り299万3,000円がプロモーション、ウェブサイト経費等に対するものでございます。

民生費県補助金1,124万円の減額は、地域密着型サービス等整備助成事業費補助金の減額

になります。

農林水産業費県補助金50万円の増額は、集落環境保全整備事業補助金の増額です。

商工費県補助金2,500万円の増額は、8月に補正した明智城址歩道整備で、清流の国ぎふ推進補助金2,000万円、明智城址展望台改修工事で清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金500万円の補助決定による増額です。

教育費県補助金100万7,000円の増額は、大河ドラマを契機としたイベントなどの活性化事業に対するものでございます。

では、12ページをお願いいたします。

消防費県補助金30万円の増額は、オートコールサービス導入事業に対する清流の国ぎふ推進補助金の決定に伴う増額です。

寄附金1億7,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金が予算額を上回る見込みであることから、増額補正をするものでございます。

なお、うち総務費寄附金1,550万円の増額は、光秀公像建立のための費用を寄附金で募集するため、今年度の支出予定の建立費と同額を予算化するものでございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金1億672万6,000円の減額は、今回の補正予算の歳入歳出の財源調整を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

公共施設整備基金繰入金1,200万円の減額は、庁舎改修工事費の減額に合わせて財源として繰り入れを予定していました公共施設整備基金の繰入額を減額するものでございます。

市債は3,070万円の減額です。

総務債160万円の増額は、借入予定の市債の充当率が変わったことによる増額です。

民生債1,660万円の減額と、13ページの教育債1,150万円の減額は、事業内容が市債の適債事業とならないことから、市立保育園整備事業債及び中学校施設大規模改造事業債の借り入れを行わないということにしたものによる減額です。

商工債と土木債のうち、住宅債は補助決定に伴い財源対応が可能となったことから、借り入れを行わないということにしたことによる減額になります。

土木債3,390万円の増額のうち、道路橋りょう債3,960万円と都市計画債2,260万円の増額は、国の補助決定の確定に伴い、財源としている起債の借入金も変更するものでございます。

以上が、一般会計の歳入の補正についての説明とさせていただきます。

続きまして、人件費を除く歳出の補正を各担当課長から、その後、人件費の補正を市長公室長から、債務負担行為の補正をおのおの所管課長から御説明申し上げます。

○**議会総務課長（梅田浩二君）** 資料番号3、令和元年度12月補正予算の概要の1ページをごらんください。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の議員人件費です。補正の内容につきましては、国家公務員の給与改定に準じ議員の期末手当支給率を改定するもので、本年12月支給の期末手当支給率を0.05月分引き上げることに伴い、53万8,000円を増額補正するものでございます。以上でございます。

○広報課長（飯田好晴君） 款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、広報一般経費のうち、大河ドラマ特設ウェブサイト制作委託等の費用につきまして、岐阜県に申請しておりました清流の国ぎふ推進補助金299万3,000円の交付が決定いたしましたので、同額を一般経費から特定財源へ振りかえる補正を行うものです。以上です。

○管財検査課長（溝口英人君） 財産管理費の庁舎管理経費でございます。

今年度発注済みの庁舎西館空調工事の入札におきまして、入札差金が生じたので、1,200万円の減額を行うものです。財源につきましては、先ほど財政課長より説明がありましたように、公共施設整備基金の繰り入れについても同額減額を行う予定です。以上です。

○総合政策課長（肥田光久君） 目7企画費、企画一般経費でございます。

明智光秀公のブロンズ像を建立する費用3,100万円のうち、今年度支出予定分である5割の1,550万円の補正予算をお願いするものでございます。これは、ブロンズ像制作に当たっては、材料費などとして事前に一定の経費を必要とするため、契約時に費用の半分を支払うためでございます。特定財源は寄附金でございます。以上です。

○財政課長（渡辺勝彦君） 目7企画費のふるさと応援寄附金経費は、7,698万円の増額です。内訳は、ふるさと応援寄附金の返礼品購入費が3,502万円、消耗品費が20万円、印刷製本費が30万円、郵送料等通信運搬費が36万6,000円、インターネットポータルサイト利用者のクレジット決済等手数料が4,109万4,000円になります。

なお、当初予算時の積算では、平成30年度の実績では約4億3,000万円と多かったものの、地場産品以外にも返礼品として提供するなど特殊事情があったことを考慮して、平成29年度の実績をベースに約1億円と見込んでおりました。しかし、寄附金の歳入状況としましては、4月から9月の前期の収入状況から、一昨年と昨年の中間ぐらいで推移しているため、本年度の寄附収入額を2億7,000万円と見込み、補正額を1億7,000万円としました。全国的には、多額の寄附金を集める特定の自治体が減ったことや、ふるさと納税をする人が年々ふえていること、本市のふるさと応援寄附金のPR効果やポータルサイトの追加、返礼品の充実等があったことにより、当初見込み額よりも増額見込みとしております。歳出の経費の増額は、歳入増に連動して増加を見込んだものでございます。以上です。

続きまして、2ページが一番上の地区センター管理経費をごらんください。

これは財源の組み替えが起債だけですので、私のほうから説明をさせていただきます。

歳入側で先ほど説明をしたとおり、地区センターの施設改修の財源として見込んでいました市債の充当率が変わったことにより、総務管理債160万円の財源の組み替えを行うものです。

続きまして、3ページの中ほどの保育園費の市立保育園管理運営経費も同様に財源の組み替えを行うもので、児童福祉債1,660万円を減額することによる組み替えでございます。以上です。

○企画部担当部長（坪内 豊君） 4ページをごらんください。

中ほどにあります款7項1目3の観光費の大河ドラマ活用推進事業でございます。

こちら、可児市大河ドラマ「麒麟がくる」活用実行委員会への負担金といたしまして2,200万円を計上いたしております。これにつきましては、先ほどの予算決算資料番号2のほうの一番最後のページになりますけれども、23ページで説明させていただきたいと思しますので、そちらのほうをごらんいただきたいと思えます。

一番後ろから2番目になります。可児市「麒麟がくる」活用実行委員会予算の状況、過去2カ年計画分（案）でございます。もともとのチラシを載せました予算決算資料2と書いたものの中の後ろから2番目の23ページになります。よろしかったでしょうか。

そうしたら、説明のほうをさせていただきます。

先ほどの支出のほうだけではなく、実行委員会の予算を御説明させていただかないと、全容のほうがなかなか不明かというふうに思えますので、少し説明をさせていただきます。

まず収入の部をごらんいただきますと、可児市負担金1億7,200万円とあります。これは本年度の当初予算1億円、それから今回補正として出させていただきました2,200万円、そして新年度で、債務負担行為でお願いしております5,000万円を合わせた数字が、この1億7,200万円になります。

1つ飛んでいただきまして、入場料収入といたしましては、一つ大きなものが大河ドラマ館の入場料収入ということで、1億1,000万円を今見込んでいるところでございます。1億1,000万円を見込みまして、この収入として1億1,350万円というようなことになっております。

あと、諸収入のところぐるめブース関係ですね。家賃とか、売り上げの納付金として合わせて580万円ほどありますけれども、これはぐるめブースを設置するのに当たります費用につきましては、この経費全部こちらのほうの収入で賄うというようなことで計画をしているところでございます。合わせまして、3億3,100万円というのが実行委員会の総予算の案ということになっております。

支出の部をごらんいただきますと、それぞれの項目がございます。その中で、大河ドラマ館及び関連施設費といたしまして、今回の赤い字で書かせていただきましたのが補正に該当するものでございます。簡易トイレの設置管理業務としまして259万円と、これは1年間の西ゲート付近、会場の外になりますが、こちらのほうにトイレを5基ほど設置したいというふうに考えております。その1年間のレンタルの分とくみ取り費用を合わせたものが、こちらの経費ということになります。大河ドラマ館の入り口ですね。大河ドラマ館というか、明智光秀博覧会と花フェスタの入り口をどのように分けるかというのが当初の時点では未定でして、それが決まってきたことによりまして、全体としてトイレが不足するということがわかりましたので、今回の補正として上げさせていただいているところでございます。

続きまして、受け入れ体制の整備といたしまして、大きなものはシャトルバスの経費がございます。黒い字で書いてあるものが当初見込んでおりました臨時駐車場からのシャトルバスというようなものの経費でございます。これにプラスしまして、今回赤い字で書かせていただきました鉄道関連のシャトルバス、これは先ほど御説明させていただきましたけれども、

可児駅から花フェスタ記念公園、明智光秀博覧会会場まで結ぶ路線が非常に少ないというようなもので、遠くのほうから公共交通を使ってみえたお客さんに対するケアというのが必要であろうというようなことから今回補正として上げさせていただいたものでございます。シャトルバスの経費といたしましては、1月から3月で1,764万円、これに関する土・日・祝日の誘導員を177万円ということで計上させていただいております。シャトルバスにつきましては、台数としては平日に1台、土曜日に2台、日曜日は一番手薄でしたので、3台を配分することによりまして対応していくということでございます。1台は60人乗りで考えているところでございます。誘導員につきましては、可児駅に配置したいというようなふうを考えておりますが、土・日・祝日に配置するというような計画でございます。

あと一つ、今回の補正とは関係ないんですが、誘客宣伝事業費といたしまして、1月5日は変わったんですが、パブリックビューイングとか、こういったようなものがありまして、そういったものに対するイベント費用として900万円ほど計上しております。これは今後のイベントも含めたものということになります。パブリックビューイングにつきましては、日程を何とか変更してやれるように今準備しておるところですが、費用につきましては、県と折半で行うというようなものでございます。

合わせまして3億3,100万円というようなことになりますが、今回の補正といたしましては、先ほどの赤い字で書かせていただきました簡易トイレ関係、それからシャトルバス関係の2,200万円分というようなことになります。以上でございます。

○観光交流課長（杉下隆紀君） 同じく大河ドラマ活用推進事業です。こちらは、特定財源の変更となります。交付決定のありました県補助金2本につきまして、合計2,500万円を充当いたします。1本は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金500万円で、明智城址公園展望台改装工事に充当いたします。もう一本は、清流の国ぎふ推進補助金2,000万円で、明智城跡周辺工事費に充当いたします。以上でございます。

○防災安全課長（武藤 務君） 6ページをお願いします。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費の災害対策経費です。本年度から開始した危険地域在住の要支援者に対するオートコールサービスについて、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の交付決定がありましたので、財源充当するものです。以上です。

○財政課長（渡辺勝彦君） 教育費、中学校費、学校管理費の中学校施設改修経費です。こちらも歳入側で説明したとおり、中学校改修事業の本年度の工事費が既存施設の撤去工事が主であったことから、市債の借り入れを行わないということにしたため、財源の組み替えを行うものになります。以上です。

○市長公室長（酒向博英君） もう一度、資料番号2、補正予算書の29ページをお願いいたします。

給与費明細書です。今回は、11月21日の議会全員協議会で御説明しました人事院勧告に基づく国家公務員の給与引き上げに準じた職員の給与改定並びに常勤の特別職、市議会議員の期末手当の引き上げに伴うものとあわせ、当初予算編成後の定期人事異動などに伴う影響分

を補正するものでございます。

最初に、特別職についてです。まず常勤の特別職、表では長等と書いてありますが、並びに議員の期末手当を0.05カ月分引き上げることに伴い、期末手当は特別職が14万円、議員が先ほど議会からもありましたが、53万8,000円の増となり、共済費4,000円と合わせて合計68万2,000円を増額します。

30ページをお願いいたします。

次に、一般職についてです。一般会計の職員数は、補正前、これは当初予算編成時の見込み人数でございます。これと比較し7人減となり、11月1日現在で522人となっております。給料は2,726万8,000円の減額です。その事由については、次の31ページの表の給料の欄をごらんください。

人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じた給与改定に伴う増加分が352万4,000円、昇給に伴う増加分が404万7,000円、その他の増減分として、採用、退職、育児休業、会計間異動等によるものが3,483万9,000円の減です。

戻りまして、30ページの表の職員手当は651万4,000円の増です。その事由は、31ページの表の職員手当の欄をごらんください。

給与改定に伴う増加分が1,000万2,000円で、その理由は勤勉手当0.05月分の増、及び地域手当、期末手当、退職手当負担金の給料月額増に伴うはね返し分による増です。

その他の増減分として、当初予算編成時から職員数の変動や時間外勤務手当の今後の見込みなどにより348万8,000円の減です。

もう一度、30ページの表に戻ります。

共済費は、市町村職員共済組合に支払う追加費用等の率の引き下げなどにより、1,595万6,000円の減で、給料、職員手当と合わせ、合計3,671万円を減額します。職員手当の補正後・補正前による比較の内訳は同じ30ページの下の表のとおりでございます。

32ページをお願いします。

給料及び手当の状況の表です。

アの職員1人当たりの給与は、令和元年11月1日現在と平成31年1月1日現在の比較です。11月1日現在の一般行政職の平均給料月額は、平均年齢44歳で31万3,608円となっております。なお、平均給料月額は給料表に基づく基本給の平均、平均給与月額は給料に諸手当を加えた月額の平均を指しております。

イの初任給は、令和元年11月1日現在で表示しておりますが、給与改定後は、一般行政職の高校卒が2,000円、大学卒が1,500円引き上げとなります。

33ページをお願いいたします。

ウの級別職員数です。11月1日現在の主な級別職員数は、表のとおりとなっております。また、各級の標準的な職務内容は下の区分のとおりです。

34ページをお願いいたします。

エの査定昇給制度についてですが、補正後が令和元年11月1日現在の職員数による号給数

別の見込み人数で、補正前が平成31年1月1日の職員数による見込み人数です。

オの期末手当・勤勉手当は、国の制度と同じく補正後は年4.5月分となります。

35ページをお願いします。

カの定年退職、早期退職に係る退職手当については、国と同じでございます。

キの地域手当は、支給対象職員数の実数を変更しております。

クの特務手当は、支給対象職員数の変更に伴い、若干比率が変更しております。

ケのその他の手当は、変更はございません。以上です。

○総合政策課長（肥田光久君） 続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

資料ナンバー2の同資料6ページをごらんください。

先ほど御説明申し上げましたブロンズ像建立費の残額1,550万円は、像が建立された後の支払いとなり、令和2年度の歳出となるため、あわせて債務負担行為の補正をお願いするものでございます。明智光秀公像建立経費、令和2年度を期間とし、限度額1,550万円で追加をお願いするものでございます。以上です。

○観光交流課長（杉下隆紀君） 交通誘導業務の債務負担行為についてでございます。

同じく補正予算書6ページの3つ目になります。

先ほど総務部長のほうから、内容については御説明がございましたとおりでございます。歳出につきましては、大河ドラマ活用推進事業で対応するというので、私のほうから御説明をさせていただいております。改めまして、大河ドラマ館オープンに伴う観光客の増加により、明智城跡周辺の自動車の進入の抑制や明智光秀博覧会駐車場への案内を行う誘導員を配置するもので、本年度業務とあわせまして、市民生活に支障のないよう切れ目のない交通誘導実施のため、債務負担行為をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） 説明は以上です。

それでは、これより質疑を行います。事前質疑が提出されておりますので、まず初めに事前質疑についての質問を読み上げていただきまして、それから答弁をしていただきます。

それでは、初めに澤野委員、山田委員、富田委員、田原委員から事前質疑が出ておりますので、一括で行います。

それでは、澤野委員、山田委員、富田委員、田原委員の順に質疑を読み上げてください。お願いいたします。

○委員（澤野 伸君） 要旨から行きたいと思います。

明智光秀公像建立委託費について質問をさせていただきます。

1つ目、全体事業費と事業費の積算根拠はということをお願いいたします。

2つ目、債務負担行為で全体の半額を今回するというところであるが、全体で3,000万円を超えることとなる。ブロンズ像は物品購入費とし、議決事項とすべきではないかということです。これにつきましては、可児市議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の借り入れもしくは

売却ということになりますけれども、こちらの予定価格2,000万円以上の動産に当たるのではないかというふうに考えました。これは委託行為になっていますけれども、制作の委託となっていますが、もう物が決まっているということの観点からすれば、購入費というふうに当たらないかということでもあります。この条例に違反しないかということでの明確な回答をいただきたいと思います。

それから3つ目、事業の委託先は決まっているのか。決まっているのなら、現段階での契約方法はどうかということをお願いいたします。計上では制作委託料という明記になっておりますが、いわゆる設置も含めるのかどうかということも含めての契約段階、どうなっているのかということをお願いいたします。

4つ目、現在、明智光秀公像建立の寄附活動を始めていらっしゃっています。事業採択をする前に事業を開始しているものと捉えるが、いかがお考えかということですか。いわゆる歳入行為に当たるのではないかということでもあります。これは違反しないということであれば、明確な御答弁をお願いいたします。

5つ目です。像の設置場所の決定は、どのように決定したのか。決定の過程を教えてください。変更の可能性はあるのかということでもあります。チラシには予定と振ってありますけれども、この辺についてよろしくをお願いいたします。括弧つきで、市民意見による決定をする可能性についても言及をお願いいたします。

6つ目、建立後の管理方法ということをお願いいたします。

それから、質疑表題2の債務負担行為ということでもあります。

特定財源のその他で1,550万円となっております。寄附金のことでもありますかということでも中身をお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 同じく議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について、明智光秀公像建立事業に係る歳入歳出予算について質問させていただきます。

1番目、款18寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金について、市内外の個人及び法人、団体から本年度1,550万円、来年度1,550万円の寄附金を集めるとのことである。寄附金を集められるめどはあるのか。

2. 11月から寄附金を募集しているが、11月中に寄附金があったのか。また、そのため可児市広報11月号、10ページに寄附金募集記事を掲載している。原稿作成を開始した日時はいつか、また完了した日時はいつか。そして、補正予算成立前にこのような寄附金を募集していることの根拠は何か。

3. 寄附金のチラシ配布について。一般に支出負担行為については、地方自治法第232条の3において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令または予算の定めるところに従い、これをしなければならぬと定めている。そして、支出負担行為をするためには、支出の原因となる行為を裏づける支出科目が設定されており、かつ、その支出別の予算の配当金額の範囲内でその目的に従うべきことを意味するものと解される。（水戸地方裁判所昭和48年8月23日判決（行裁例集24巻8

＝ 9号828ページ)) 寄附金募集のチラシ作成配布はこの判決に適合しているのか。

4. 款2総務費、項1総務管理費、目7企画費のふるさと応援寄附金経費のうち、返礼品購入費3,502万円には、1件900万円以上の寄附者に300万円相当の神戸峰男氏制作の4分の1スケール版ブロンズ像を進呈するとあるが、この購入費が含まれるのか。

5. 法人税法施行令第13条では、時の経過によりその価値が減少しないものは減価償却資産から除くことと規定されている。法人税基本通達7-1-1の改正により、平成27年1月1日以後に取得する美術品等（絵画や彫刻のほか工芸品などが該当）の取り扱いが改正され、取得価格が1点100万円以上である美術品等は、時の経過によるその価値が減少することが明らかなもの以外は、非減価償却資産に該当するものとして取り扱うこととなった。これにより、4分の1スケール版のブロンズ像を受け取った法人は、基本的には非減価償却資産として資産に計上し、収益（受贈益）を認識する必要があると考える。この4分の1スケール版ブロンズ像が300万円相当であるとの根拠は何か、正当な時価評価額と言えるのか、また、なぜ法人だけで個人への進呈はないのか。

6. ブロンズ像について、除幕式を令和2年6月に予定しているが、なぜ6月なのか。設置場所を含め、その目的と効果について説明を求めます。

7. ブロンズ像の制作経費について、ブロンズ像、台座及び設置費用等付随費用、制作日数について積算根拠の説明を求めるとともに、補正予算ではなく令和2年度一般会計当初予算ではなぜだめなのか。

8. 予算成立後の神戸峰男氏への支払い計画の説明を求める。

○委員（富田牧子君） そもそもなぜ銅像を建てるのか。それによって観光客が爆発的に増加するのか、費用対効果はいかほどか。

2. ふるさと応援寄附金、ふるさと納税は税金と同等のものです。なぜ税金を使って銅像を建てるのか。一般的な寄附金を募って建てるべきです。もし、予定額のふるさと応援寄附金が集まらなければ、残りの費用はどこから出すのか。

3. 募金箱による寄附と、ふるさと応援寄附金では、返礼品があるかないかという違いがあって、こうしたダブルスタンダードはおかしいと思うが、どうか。

4. こうしたことから、返礼品を出すのはやめて、寄附としてのみ取り扱うべきではないか。以上です。

○委員（田原理香君） そもそも十分な協議についてなされたのかどうか、どのような協議があったのかということを出させていただいております。明智光秀公ブロンズ像が建立されることについて、どこでどのような提案がなされて、それで設置場所とか、金額を含め、建立に至るまでの協議内容等、内容についてお聞かせください。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは答弁をお願いいたします。

○総合政策課長（肥田光久君） それでは順番に御説明をさせていただきます。

まず1つ目、澤野委員からいただきました全体の事業費と事業費の積算根拠についてでございます。

建立に係ります全体事業費は、制作費3,100万円と、設置場所の基礎工事等に係る経費が必要になると考えております。3,100万円の内訳でございますが、制作を委託、これは設置も含まれますが、をするブロンズ像の費用2,770万円。4分の1スケール版の330万円でございます。

価格につきましては、神戸先生に相談し、調整した結果、提示されたものでございます。価格の根拠につきましては、芸術作品の価格の根拠とか、妥当性の判断というのは大変難しいというふうに認識をしております。

ちなみに、名古屋市の画廊で開催をされました神戸先生の個展では、明智光秀公のブロンズ像、高さが60センチ程度のものでございますが、その作品が308万円で提示されておりました。また、先生の作品で、徳川家康公のブロンズ像、これが高さ175センチメートル、幅185センチメートルというもので、今回明智城跡に設置を予定しておりますブロンズ像よりも小ぶりな作品でございますけれども、これが2,750万円で提示をされておまして、それらから考えると今回の制作に係る費用も妥当ではないかというふうに認識をしております。

それから基礎工事の内容につきましては、設置場所の基礎工事と、道路の舗装が傷んだ場合に備えた修繕工事が必要であるというふうに見込んでおります。それにつきましては、必要額は令和2年度の当初予算要求に計上をしていく予定でございます。

それから2つ目でございます。

債務負担行為で全体の半額をとということで、ブロンズ像は物品購入として議決事項とすべきではないかということについて御説明を申し上げます。

物品購入は完成した製品の購入でございまして、今回のように物件をゼロから作り出していく場合は買い入れではなくて、ブロンズ像の制作を依頼するものでございまして、委託業務として計上することが適切であるというふうに認識をしております。

3番目、事業の委託先、それから契約方法について御説明を申し上げます。

ブロンズ像の制作は神戸峰男先生に委託するように考えております。契約方法につきましては、今議会で補正予算を御議決いただいた後、随意契約による契約を考えております。

それから4番目、事業を採択する前に事業を開始する、寄附活動がそれに捉えられるかどうかということについてお答えをいたします。

本市のふるさと応援寄附金では、応援メニューを設定し広く寄附を募っております。寄附を呼びかけるチラシの作成などは、これまでも寄附の内容にあわせて必要に応じて作成しており、今回も同様の考え方に従い作成をしたものでございまして、本市の寄附の増加のための手段の一環として実施をしておるというふうに考えております。

それから5番目、像の設置場所の決定、その過程、それから変更の可能性、市民意見によって決定する可能性について御説明をさせていただきます。

設置場所につきましては、神戸先生も幾つか考えを持っておられる中、明智城址がふさわしいというふうに提案をいただきまして、最終的には市長が決定したものでございます。明智光秀が、生まれて約30年を過ごしたと伝わります明智荘にあります明智城の跡に立ち、可

児のまちを見渡すイメージでございます。この明智荘にあるということが大変大切であるというふうに考えておりました、大河ドラマを契機に可児市を全国に発信し、ドラマを一過性に終わらせず、全国の明智光秀のファンの方々にリピーターとなって可児市を訪れていただくため、ストーリー性を持たせるよう考えたものでございまして、現在天龍寺で行われております光秀の供養祭にあわせて来ていただく仕掛けともなり、それを明智荘という出生地で行うことに大きな意味があると考えております。

かつて、明智城があった場所で、像を見ながら往時をしのび、光秀に思いをはせていただけるというストーリーが、大河ドラマ終了後も光秀ファンや山城ファン、戦国史ファンが引き続き可児市を訪れてくれるための大切な要素だと考えて設置場所を決定したものでございます。

我々といたしましては、このような熟慮を重ねて決定をしてきてございます。よりふさわしい場所があれば、その御意見はお聞きはしたいというふうには考えます。

それから6番目、建立後の管理方法でございますが、ブロンズ像の建立後は、観光交流課のほうにおいて明智城址のトイレや倒木の処理等とあわせて一体で維持管理を行っていくことになるというふうに考えております。

それから質疑表題の2つ目でございます。

特定財源でその他で1,550万円となっている、これは寄附金かということでございますが、これは寄附金を充当するように考えております。

澤野委員からの事前の質疑については以上でございます。

続きまして山田委員からの質問にお答えをいたします。

1つ目、寄附金を集められるめどはあるのかというところでございますが、総額3,100万円の寄附金を集めることは大変なことと認識をしております。そこで、今回はクラウドファンディングという手法を活用しております。これは、従来のふるさと納税の仕組みの中で、プロジェクトを具体的に示してPRをし、共感を得られた人に支援をしていただくというものでございまして、全国の戦国史ファン、光秀ファン、可児市ファン等の方々にPRをしてまいります。一定以上の寄附をいただいた方については、銘板に氏名を刻印するお礼ですとか、ふるさと納税と同様に税控除ですとか、返礼品も受けられるメニューもありますので、多くの寄附を集められるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから2つ目、11月から寄附金を募集しておりますが、寄附金があったのか、そのための広報の記事はいつ作成されていたのか、それから補正予算成立前にこのような募集をしていることの根拠は何かについてお答えをいたします。

11月1日から、明智光秀公ブロンズ像の建立というプロジェクトを前面に打ち出し、寄附募集を始めさせていただき、実際に寄附もいただいております。広報の原稿作成を開始した日時につきましては、まず9月11日が最初の原稿提出日ございましたけれども、進めていく上で何も決まっておりましたので、記事の枠どりをお願いしたところでございます。その後、神戸先生との調整を経る中で、10月10日の最後の文字校了、10月15日の最後の色校

了にも確定内容が間に合わない状況で、最終的に内容が固まりましたのは記者会見前日の10月24日でございます。そのため、広報記事と記者発表の建立費が異なっているというような状態になっておりまして、非常に慌ただしい調整をしておったというところでございます。

それから、予算成立前にこのような寄附金を募集していることの根拠でございますが、これは先ほど澤野委員の4番目の質問でもお答えをしておりますけれども、寄附金を募集しておるその中の一環であるというふうに理解しております。

それから3番目の御質問ですが、寄附金募集のチラシ作成はこの判決に適合しているのかという御質問でございますが、今回のこの寄附金募集のチラシにつきましては、毎年度実施しておりますふるさと応援寄附金の取り組みの一環と考えておりまして、現行の予算の範囲内で対応しておるものでございまして、委員御指摘のこの判例は、今回の事務には当てはまらないというふうに考えております。

それから4番目の御質問です。

ふるさと応援寄附金経費のうち、返礼品購入費の3,502万円の中に、寄附者への300万円相当の神戸峰男氏制作のブロンズ像の購入費が含まれるのかという御質問ですが、ふるさと応援寄附金経費の返礼品購入費に4分の1スケール版ブロンズ像の購入費は含まれておりません。

それから5番目の質問でございますが、4分の1スケール版のブロンズ像が300万円相当であるとの根拠は何か、正当な時価評価額と言えるのか。また、なぜ法人だけで個人への進呈はないのかについてお答えをいたします。

300万円相当の根拠、それから正当な時価評価額と言えるのかにつきましては、先ほど澤野委員の1つ目の質問でお答えしておりますので、割愛をさせていただきます。

法人からの寄附につきましては、地方税法で規定するふるさと納税による寄附ではなく、いわゆる一般寄附としてお願いをするもので、個人を対象とするふるさと納税制度のような規定はございませんので、高額な寄附のお礼として進呈をするものでございます。個人からの寄附に対する返礼品は、法に規定するふるさと納税制度に適合することが必要で、ブロンズ像のような高価なものは個人に対する返礼品として適切でないと判断していることから設定はしておりません。

それから6番目、ブロンズ像について除幕式を令和2年6月に予定しているが、なぜ6月なのか。設置場所を含め、その目的と効果について御説明を申し上げます。

除幕式を令和2年6月に設定しましたのは、令和2年1月から大河ドラマ放映期間中に披露し、可児市が主な舞台となるドラマ前半終了後の盛り上げにも活用したいと考えたこと。さらに、6月13日が光秀の命日と言われておりまして、明智城において、命日に新たによみがえるという、光秀ファン等に訴えるストーリー性を考慮して決めたものでございます。

それから7番目の御質問、積算根拠と、それから補正予算ではなく、令和2年度当初予算でなぜだめなのかという御質問についてお答えをいたします。

最初の積算根拠につきましては、澤野委員の1つ目の質問でお答えをしておりますので割

愛をさせていただきます。

令和2年度当初予算ではなく、今議会で補正予算をお願い申し上げましたのは、令和2年1月からの大河ドラマ放映期間に披露し、先ほど申し上げましたけれども、可児が舞台となるドラマ前半終了後の盛り上げにも活用すること。また、6月13日が光秀の命日であることから、6月に除幕式を実施することで、よりPR効果を高めたいというふうに考えましたことから、令和2年度当初予算では日程的に厳しいというふうに判断をいたしまして、今回お願いをさせていただくものでございます。

それから8番目でございます。

予算成立後の神戸先生への支払い計画でございます。

今議会で補正予算の議決をいただきました後、契約を締結させていただきまして、締結後1,550万円を支払う予定でございます。令和2年6月に完成後、残りの1,550万円を支払うというふうに考えております。以上でございます。

それから、続きまして富田委員からの御質問にお答えをいたします。

1つ目でございます。

そもそもなぜ、銅像を建てるのか、それによって観光客が増加するのか、費用対効果はいかほどかという御質問でございます。

ブロンズ像を建立し、明智光秀という人物を可視化することで、明智光秀を意識し、興味を持っていただく。家族や家臣を思いやる優しい、人間味あふれる人物で、領民からも慕われた名君として語り継がれ、特に親子愛、めおと愛、主従愛を物語るエピソードは現代社会にも通じると。まさに可児市のシンボルとしてふさわしい人物であるというふうに捉えておりまして、人間愛と平和への願いをブロンズ像に託して発信をするというものでございます。

そこから生誕の地可児市に興味を持っていただき、市や明智城址などへの来訪者増、リピーターの獲得につなげるとともに、市の子供たちがふるさとの歴史や先祖に目を向け、考える象徴にしていきたいというふうに考えることから、ブロンズ像の建立を行うものでございます。費用対効果を具体的な数値で示すことは難しいと考えております。

次に2つ目でございます。

一般的な寄附金を募って建てるべきであると。集まらなければ残りの費用はどこから出すのかという御質問でございます。

委員おっしゃることにつきましては、現在のふるさと納税制度自体が持つ問題というものがあるというふうには考えておりますが、現実として、ふるさと納税制度を使わないで寄附金を集めるのは非常に困難なことは事実でございます。御指摘のとおり、返礼品には経費がかかりますけれども、市内在住者からの寄附に対しては返礼品はございません。

寄附金額の相当額が返礼品の経費となりますけれども、よりふやすように、たくさんの寄附を全国から集め、財源として充当していきたいと考えております。寄附金につきましては、目標額が集まるまで寄附金募集を続けるように考えております。

次に3番目でございます。

募金箱による寄附とふるさと応援寄附金では返礼品があるかないかという違いがあり、ダブルスタンダードはおかしいと思いますがというところがございますが、募金箱による寄附は、ふるさと納税制度による税控除の適用を受けない範囲での寄附を手軽にさせていただけるように実施をしております。またイベント等の開催時にPRを兼ねて寄附をお願いする手段としても実施をしております。市外在住者の寄附であっても返礼品を希望しないという選択もできますし、決してダブルスタンダードとは考えておりません。それぞれが、このプロジェクトに対しての寄附をどう考えられるのかによって寄附の方法が選択できるようにしているというふうに考えております。

4番目でございます。

こうしたことから、返礼品を出すのをやめて普通の寄附として取り扱うべきではないかということがございますが、これも回答が八重ますけれども、現在のふるさと納税制度の置かれた状況を見ますと、現実として返礼品を提示しないで寄附を集めることは非常に困難であるというふうに認識をしております。御指摘のとおり、返礼品には経費がかかりますけれども、多額の寄附金を集めるためには、現行のふるさと納税制度を活用することが効果的であると考えております。以上でございます。

続きまして、田原委員の御質問でございます。

像が建立されることについて、どういうところで提案がなされ、設置場所や金額を含めて、購入に至るまでの協議内容等についてお聞かせくださいということがございますが、まず、市長がブロンズ像の建立ということについての考えをお持ちでありました。そして神戸先生も、ことしの日展の作品として、郷土出身の明智光秀を題材とするというような考えをお持ちでございました。双方の思いが一致したところから動き出したというふうに認識をしております。

6月から7月にかけて、神戸先生が明智光秀像のイメージを練られまして、粘土によるミニチュア像を制作されまして、8月の終わりに市長にその提示がありまして、お互いがイメージを共有されたというところがございます。その後、像の大きさですとか、設置場所、それから制作費用等について、神戸先生のお考えもお聞きしながら、観光交流課ですとか、大河ドラマ推進室等、関係課とも協議を進めまして、9月の終わりに当該事業の推進をしていこうというふうにしたものでございます。10月上旬に神戸先生が設置の予定場所を現地で確認をされまして、建立費が決定したのは、先ほど申し上げましたが10月24日、記者会見の直前であったというものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君）　ここで時間はそろそろ正午になるわけですがけれども、時間いっぱいまで質疑したほうがよろしいでしょうか。一旦ここで休憩を入れるということも可能ですが。

じゃあ午後1時まで休憩として、休憩後、ただいま質疑を出された4名の方からまず再質疑というか、関連質疑を出していただきます。その後、ほかの委員の方からも質疑を受け付けますので、では午後1時まで休憩といたします。

休憩　午前11時51分

再開 午後0時57分

○委員長（板津博之君） それでは、まだ定刻前ではございますけれども、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは、午前中からの続きで、最初に先ほど質疑をされた4人の委員の方から再質疑を行いますので、ほかの委員の方はその後に行いますので、よろしくお願いします。

では、4人の委員の方。

○委員（澤野 伸君） 私の質疑のところの4番目、歳入行為に当たらないということでの答弁でありましたけれども、ふるさと応援寄附金の一環の事業としての行為であるので歳入行為に当たらないと、事前行為に当たらないということでありましたけれども、募金箱を利用した寄附金というのは一般寄附になりますので、少額でも入った場合には歳入行為に当たると考えますが、その辺の解釈についてはどうお考えですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 寄附金につきましては、同じ取り扱いになりますので、ふるさと納税制度による寄附なのか、募金箱に入れる寄附、それはもう同じ寄附金として取り扱いますので、それは同じだというふうに考えております。

○委員（澤野 伸君） じゃあ1つ目のところの全体の事業費の部分で回答のありました、本体部分で2,700万円ということでありましたけれども、これブロンズ像の部分と台座の部分というのは別で取り扱うということはできないということになりますかね。

例えばブロンズ像が幾ら、台座が幾らということでの積算というのは出ますでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） その部分については今、お示しできません。先生のほうからもそういった提示は受けておりませんので、お示しはできません。

○委員（澤野 伸君） そうすると台座の質によって、値段というのは変わってくると思うんです。美術品の部分と構造の部分と、それは全く違ってくると思うんですけど。

○総合政策課長（肥田光久君） 台座につきましては、先生がその像の大きさから想定をされて、石の材質とか産地等から費用を割り出されてこういった価格を提示されているというふうに認識をしております。

○委員（澤野 伸君） 値引きなんていうのは、その部分というのはかからないんですか。交渉の余地はないんですか。美術品については、百歩譲って難しい部分もあるかもしれないんですけど、台座の部分、指定があつて、これじゃなきゃだめだという理由というのは何かあるんですか。

例えば同型のものでうちちょっと値段が低いものがあれば、それに置きかえることは可能とか、そういう交渉の余地というのはあるんでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 台座につきましても、作品と一体として先生は考えられておられるというふうに認識しております。やはりふさわしい台座というものを考えられて、選定をされているというふうに認識をしておりますので、値引き交渉ということはあり得ないというふうに考えております。

- 委員長（板津博之君） ほかの3人の委員の方はよろしいですか。
- 委員（山田喜弘君） 先ほどのチラシの件で、ブロンズ像の制作経費のうち、制作日数について、根拠を示していただきたいんですけど。
- 総合政策課長（肥田光久君） 制作日数の根拠と申されましても、これも制作工程みたいなものかと思うんですけども、具体的にそれをお示しすることはできません。
- 委員（山田喜弘君） 何日かかるかわからんのに、契約するんですか。いつでき上がりますかとかいって、契約してから、6月13日に命日か何かあるもんでとかいって、6月にやりたいとかいって、制作日数がわからないのに契約しますか。
- 総合政策課長（肥田光久君） 正式に契約を結ばせていただく時点では、契約書の中に納期といえますか、設置の期限は当然明記をしまして、それを遵守していただくような契約書とするように考えております。
- 委員（山田喜弘君） 「広報かに」11月1日号の寄附金募集の原稿を総合政策課から広報課へ上げた最終の版を、電子メールか何か送るんですよね。送った日時は何月何日ですか。
- 総合政策課長（肥田光久君） 先ほども申しあげましたけれども、10月15日でございます。
- 委員（山田喜弘君） 先ほど9月11日に枠どりしたということですけども、枠どりしたということは、そういう考えがあつてここへ原稿を予定しているということだと、9月11日って9月の議会中じゃないですか。そういう考えがあることを何で議会に報告しなかったんですか。
- 総合政策課長（肥田光久君） そこについてはおわびを申し上げますけれども、御報告できるほどの内容がしっかりしていなかったという点がございまして、そういったことをしていなかったというところでございます。
- 委員（山田喜弘君） そもそもブロンズ像を立てるということで枠をあけておけということじゃないんでしょうか。
- 総合政策課長（肥田光久君） 枠どりをお願いしたということは、ブロンズ像についてということで想定をして枠どりをお願いしておりますので、委員御指摘のとおりかと存じます。
- 委員（山田喜弘君） だから、やはり議会に報告すべきじゃないですかね、こういうことを考えているというのを。議会中ですよ、定例会中。どうですか、もう一度確認しますけど。
- 総合政策課長（肥田光久君） そういった議会の皆さんへの御説明ですとか、そういった手続的なところで配慮が足らなかったということにつきましては、大変申しわけありません。担当課長として本当に不備であつたというふうに認識をしております、そこはおわびを申し上げます。
- 委員（田原理香君） 先ほど御答弁の中で、9月に事業推進に決定したというふうにおっしゃいまして、今申しわけなかったとおっしゃいますけど、事業推進にこの事業が決定したというふうにおっしゃるのであれば、市長から議会へ報告をするべきだ。もし先ほどちょっとまだそこに至らなかつたということもあるけれど、であればこんなようなことを考えているということ、今山田委員からも御指摘があつたように、それは市長からそういう指示とい

うのは全くなかったんでしょうか。そういうような話というのは出なかったですか。

○総合政策課長（肥田光久君） この事業につきましては、総合政策課のほうに任せていただいております。そういったことも含めて市長からは私に任せるといいますか、仕事をやらせていたというふうに理解をしております。先ほども申し上げましたけれども、そこにつきましては担当課長の私の至らぬところであったというふうに認識をしております。申しわけございません。

○委員（田原理香君） それは議会というより、例えば総務企画委員会という委員会の報告にも、そこに至らなかったということなんでしょうか。議会の最中ということもありますけれども、委員会の中でも出すということにも至らなかったということですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 現実として報告をさせていただいていないというのが現状でございます。

○委員（田原理香君） 先ほど購入に至るまでの協議内容についてお聞かせくださいというふうにお願いしましたところ、市長からの発案があって、神戸先生との考えを持って、双方思いを行き来しながら、こういったものが出されたということがお話としてありましたけれども、このお二人だけでこういう相重なってその思いを出されたというのがあります。その中でよりよい事業にしていくために、じゃあ市民の意見を聞いていこう、議員の意見を聞いていこうというような、もっともっとオープンにして協議をする、そういう場をつくろうというふうな話、お二人だけでなく執行部だけではなく、こちら側に出していくという、そんな考えはなかったんでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 先ほども申し上げましたけれども、日程的に大変厳しいという状況の中で調整等を行っております。時間的な余裕がなかったため広く市民の意見を聞くということはさせていただいておりません。

また、議会の皆さんへのことでも、今考えますと、検討過程で情報共有するというような配慮が欠けていたということは否めないと認識をしております。何度も申し上げますけれども、その点については申しわけないというふうに考えております。以上です。

○委員（田原理香君） 今結果的に場所がどうだった、そもそもブロンズ像が要るのか、あとそれから、明智光秀像だけなのか、森蘭丸は要らなかったのかとか、いろんなことがどんどん出てくるわけです。

そうするとやっぱりもっともっと多くの人たちにいろんな視点から、このことについて、建立において、そもそも論からあわせて、発案はそもそも市長と神戸さんということはありません。やはりもっともっといい事業にするために、諮っておくべきだったというふうに残念で仕方ありませんし、それはいかんことだと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 先ほど、そもそもなぜ銅像を建てるのかという質問をしたときに、名君だった、親子愛があった、いろいろ言われましたけど、それはこのごろ言われていることだけであって、ドラマで私はそういうことは、NHKのドラマですからね、脚色してあると思うけど、もっともっと、本当に真実は何だったのかということはないかな、もう何百年も

たって難しいわけですから、そういう銅像を建てて、この人はとてもいい人だったみたいに言う今の光秀に対する持ち上げ方が、本当におかしいというふうに思うんですね。

光秀の銅像を立てることは、寄附金であれば私はいいと思うんですけど、ふるさと応援寄附金、これの制度は余りいいとは思いませんけれど、それにしても、今までふるさと応援基金は、例えば教育に使ってください、それから福祉に使ってくださいということで、市民の皆さんに役立つのがふるさと応援寄附金だったというふうに、ふるさと納税だったと思うんですけど、この光秀の銅像を建てたって、何ら市民のために、そういった福祉面で教育面で役に立つと、そういうお金でもって皆さんにいろいろ施設を整えてあげるとか、そういうことには何ら役には立たないので、本当にこのふるさと応援寄附金を使うというのはおかしいというふうに思うんです。

どうして、寄附金だけにしないんですかね。本当に光秀の像を建ててほしいと、建てたい、みんなに光秀を知ってほしいと思う人の寄附金だけでつくればいいじゃないですか。

○総合政策課長（肥田光久君） そういった全国の光秀ファンとか可児市ファン、そういった方々からの寄附を募るということでございまして、ただ富田委員おっしゃるのは、返礼品が出ていくと、そこに税金が使われておるとのことだと思っておりますけれども、現行のふるさと納税制度というのは現実としてそういった動きの中で運用がされておりました、そういった問題をはらんでいるというふうには考えますけれども、やはり現実、多額の寄附を集めるとした場合に、この制度をしっかりと活用するということが現実的であるというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） あくまでも銅像ありきなもんだから、どうしてもそのお金を集めるにはどうしたらいいかという話が出てくるというふうに思うんですね。だから、別に身の丈に合った銅像をつくれればいいと私は思うんです。3,000万円じゃなくても、もっと本当につくりたかったら小ぶりでも何でもいいから、集まるお金でつくることが一番だと思いますので、現実にはふるさと応援寄附金を使って本当に銅像なんか立てているところはあるんですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 他市でも事例はあるというふうに聞いております。

○委員（富田牧子君） どこですか。何を立てている。

○総合政策課長（肥田光久君） 同じ明智光秀の銅像ということで申し上げますと、亀岡市がふるさと納税制度を活用して銅像を建立しております。

○委員（富田牧子君） いつ、どれぐらいの金額の銅像を建てましたか。

○総合政策課長（肥田光久君） 申しわけございません。そこまではちょっと今確認をしております。

○委員（富田牧子君） 亀岡市というのは、もともとずっと光秀のことは前から光秀の祭りとか何かあったと思うんですけど、亀岡市はもともとやっているんですね。だからそんなところと一緒にしてほしい。

私は何か今回のことは、余りにも悪乗りであると、そういうふうに思っております。千載

一遇のチャンスだというふうに言うかもしれませんが、もっと正しい光秀像でもってやらないと、それは何か間違ふような気がしますけど、とてもおかしいなというふうに思います。

○委員（澤野 伸君） 済みません、質問漏れがあったのでごめんなさい。

5番目のところで回答で、設置場所については、多少ちょっとニュアンス的にもし意見があればお聞きするといった回答のニュアンスが最後ありましたけれども、どの程度、どういう意見集約をさせるのかという部分もあろうかと思いますが、再度ちょっとお聞きしますけれども、お聞きする可能性があるというふうに答弁の中でありましたけれども、その真意をちょっと、もう一度確認です。

○総合政策課長（肥田光久君） 先ほども御説明をいたしましたけれども、今、御提案させていただいている場所が我々としてはベストというふうに考えまして、提案をさせていただいております。

大河ドラマを契機としたこの可児市の発信ですとか、明智荘を活用した観光交流人口の拡大ですとか、そういったもろもろのことを考えた上でこの場所を選定しておりまして、歴史ファンですとか光秀ファンに訴えるストーリー性、そういったものも考えた上で、我々としてはここということで提案をさせていただいております。

将来的なことも含めて視野に入れて、よりふさわしいというような場所をお考えであるのであれば、それは一度お聞きすることは、それは案としてお聞きするということはあるということでございます。

○委員（澤野 伸君） それは設置後の話ですか。設置前ですか。山頂なのか、明智荘というエリアならどこでもいいとか、ありますよね、範疇は。お城の上なのか、城跡の上なのか城跡の入り口なのかということも、検討材料にははまると思うんですけど、設置前なら。山頂にもつくるのかとか、そういう部分の話ですが、いかがですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 御質問になっていますのは、私どもが提案した中でのということですか。

○委員（澤野 伸君） 箇所的な話をさせていただいて、もし明智荘の中でという設置場所で、明智城址のところであるならば、山頂なのか入り口なのかということでもう大分違ってくると思うんです。麓にあるのかということも、いろんなケースがあろうかと思うんです、明智城址内なら。そういうことの検討の余地というものもあるのかということをお聞きしておるんですが。

○総合政策課長（肥田光久君） ですから先ほど申し上げましたように、私もああいう形で考えて提案をさせていただいておりますので、それより、よりふさわしい場所というふうに議会のほうでお考えになられて、言われるということであれば、それはお聞きはさせていただくということでございます。

○委員（澤野 伸君） わかりました。

まだ特定、これ、設置場所というのは、本丸跡ですよ。そうすると上ですよ。山頂ということですよ。

僕の言っているのは、山頂ではなくて、要は入り口の門のところですか、もうちょっと人目につきやすい、明智城址と言われるところで、下からでも見えるような場所とか、そういったところの提案の可能性のことを言っているんですけど、それは聞く余地があるという答弁でよかったですね。再度確認です。

○総合政策課長（肥田光久君） 何度も申し上げますけれども、私どもとしてはあれがベストと考え、あの場所が。ですので、よりふさわしいとお考えになれるところ、場所があれば、それはお聞きはさせていただきたいと思います。

○委員（澤野 伸君） 了解しました。それはわかりました。

ちょっと再度、私の認識がまだちょっと腑に落ちないところがあったので、教えていただきたいと思うんですけど、いわゆる歳入行為が行われなかったという答弁で、それはわかりました。いわゆるふるさと応援寄附金の中での範疇で、歳入が動いている中でのあれだから、歳出の部分で事業費としてぼんと上がっても、それで動いているから問題ないということでの解釈でいいんですね。幾らの一般寄附の、募金というのはもう事業が決まっていますよね。目的があってですよね。一般寄附、募金ですよ。募金箱に入れる話ですよ。これはもう完全に目的が決まっていて入れるわけだから、その部分、取り出しただけだったら、符合すると思ったんですけど、それもふるさと応援寄附金の範疇にはまるということでの解釈だから問題ないというロジックでいいんですね。

○財政課長（渡辺勝彦君） 寄附金についてちょっと整理させていただきますと、ふるさと納税と言われるのは、個人が自治体に寄附した場合のことを総称しまして、可児市の場合は、個人でも企業でも募金でも、ふるさと応援寄附金というような形で、科目でいうと寄附金に歳入をさせていただくということです。

いわゆる募金も可児市の会計に入るときは寄附金として入りますので、募金だから、また全く別の財布に入るとか、そういうことではなく、基本的には寄附金です。

ただし、募金の場合は誰かという特定がされないもので、仮に募金に誰かが入れても、寄附控除の対象にはならないという違いがあるというふうに認識しています。

○企画部長（牛江 宏君） ちょっと今まで幾つか御質問をいただいた中で、総合政策課長が答弁した部分がおのおりでございますが、まずもって今回の経過については、議会への配慮が足りなかったことについては、総合政策課長の責任だという言い方ではなく、やはり企画部長、私の責任でもあり、せんだって副市長からも説明なりをさせていただいているということで、その辺については重ねておわびを申し上げるところでございます。

それから、今設置場所について澤野委員のほうからお話がありましたが、これは繰り返しの部分については私からは申し上げませんが、先ほどの私どものベストだという形で提案させていただいたところを上回るような、何か理由があって、それがベストだという御提案があればお聞きしたいということですので、比較論としてお話をいただければという話ではないということを重ねてお願いしたいと思います。

それから、申しわけございません、これ御質問いただいているので、大変恐縮でござい

ますが、今回、この件をここで議論していただくに当たりまして、市長のほうからも、しっかり丁寧に説明して、議会の御理解のもと進めたいという強い気持ちを持っておりますので、御質問にはしっかり丁寧にお答えさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員（山田喜弘君） まず1点確認したいのが、高額な900万円以上の寄附をした法人団体に300万円相当の4分の1スケール版のブロンズ像を出すと言いましたけれども、これ総務省と協議とか、そういうことはしたんでしょうか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今回、寄附金の話をいただくに当たりまして、県を通じて総務省に確認をさせていただきました。

総務省の見解としましては、今の地方税法の範疇にある、いわゆるふるさと納税は、個人からの寄附でありますので、法人からのものについては、その範疇外ということで、問題ないというふうな報告を受けています。

○委員（山田喜弘君） 次に、先ほども時価が幾らですかという話ですけれども、これ先生の言い値ですよ。法人は購入した場合は購入資金として当然資産、買ったんだから金額はつきりしていますけれども、相当額と言われても、法人はどうやって評価すればいいんですか。

それはその法人に負担させる、評価額は自分のところで適正に判断してこいということですか。

これ、資産計上するときに……、逆に言えば税務当局とは相談しましたか。

○総合政策課長（肥田光久君） 今御指摘の点について、税務当局との協議は行っておりません。

○委員（山田喜弘君） そうすると、受贈した側が自分で、市が300万円だとか言っていたけど、それは先生が言われたからこんなもんだろうみたいな、ましてや先ほども名古屋での展覧会で似たようなものがこの程度でしたとかと言ったけど、本当にもらった側の法人は困りませんか。幾らですかと行って、そこで評価額が違ったら、損益が違ってくるじゃないですか、資産計上したときに。それは可児市としては別に、特に意識するというか関係ないと、もらってくださいと、300万円相当と。評価はそっちで勝手にやってくださいという態度、そういう考えで進呈するということですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 先ほども申し上げましたけれども、美術品の価値、そういったものの判断というのは非常に難しいというふうに考えておまして、1つには画廊等が値段をつけて表示しているというのは一つの目安になりますし、こういった、例えば法人で900万円以上の寄附があった場合、我々としては、そういったことも含めて御説明をさせていただいて、その法人が会計士なり税理士の方と相談をされてやっていただくというふうになっていくものと考えております。

○委員（山田喜弘君） もう一つ、予算のほうで、令和2年1月から3月分についてシャトルバス等の経費を上げていますけれども、4月以降の経費はどうされるんですか。

○企画部担当部長（坪内 豊君） 今回のものにつきましては、今年度いっぱい分ということになりまして、これ当初の協議をする中でどれだけかかってくるか、状況を見ながらとい

うこととなりますが、それを積算しまして、その中で御説明させていただく予定でございます。以上です。

○委員（山田喜弘君） それは新年度予算で説明するということですか。

○企画部担当部長（坪内 豊君） 新年度予算のほうで説明をさせていただく予定です。

○委員長（板津博之君） そうしましたら、今4人の委員の方から質疑をしていただきましたが、そのほかの方で関連質疑あれば。

○委員（川上文浩君） 何を質疑しても関連質疑になるのかな、ブロンズ像に関してはと思うんですけども、実は、きのうもちょっと現地見に行って、市長と神戸さんがこの場所じゃないとだめだ、この場所がいいんだという思いには至らなかったんで、何度行っても至らないんですが、そこは。それはやはり、それぞれの思いの違いがあるのかなということも否めない。ただ、総合政策課長が、申しわけない、申しわけないとおっしゃるといってその責任というのは、僕は市長にあると思っているので、我々、課長や部長をいじめるためにこれやっているのではなくて、市民のためによりいいものが成るようにということは、あるということも前提にして質問させていただきたいというふうに思います。

今いろいろ、僕も質問したかったことを全て、皆さん方にさせていただいているんで、ないんです。ですが、前にもおっしゃいました、議会からも一部要請があったというようなことをおっしゃっていますけど、それは可児元議員が、一般質問で個人的にやられた話であって、議会からブロンズ像を建立してくれなんていう要望は一度もしたことはないということは御理解いただきたいというふうに思います。それは個人的なものであり、議会であっても個人的なものじゃないかなというふうに思います。そこはちゃんと整理しておいてくださいよ。議会から要望があったというような発言があったのは、それは僕は間違いだというふうに思っていますから、そのところはお願いしたいなというふうに思っています。委員会の中であったかどうかは知りませんがね。私は、あえてそれは思っています。

それと、やはり亀岡市の例が出ましたけれども、ここはちゃんと当初予算に組んで、クラウドファンディングという手法も取り入れて、ふるさと寄附金も含めてやっていくという、計画的に、場所も市民に聞いて、像も市民の意見を入れながら、亀岡城の前のお堀の前に建てられたということで、我々現場見てきましたし、市長ともお話しさせていただきました、亀岡市長と。

そういう意味で、やっぱり時間をかけてクラウドファンディングをやると、全国にも理解が広がって、これはほとんどそれでできましたということは亀岡市長はおっしゃっていました。それは確認しています、ことし行って。それと今回のやり方とは明らかに方法が違うので、そこは一緒にしないほうがいい。クラウドファンディングは後からつけたような何か、そういうのがあるからやってみようかと、やることを決めて、収入を後からぼって行って、考えてやっているというのは余りいい方法ではないし、これ監査が入ったときに、こういった審議前に事業が進められるということは、非常に監査もしにくいんだろうなという、予測をしているんですけど、そのところはお願いしたいという意味で、まずは、質問に具体

的に入ると、市長と神戸先生とでこの像の思い、それから建立のブロンズ像、それから、場所について、これ第三者が入らずに協議されたということでもよろしいですか。2人で決められたと。そこに第三者は介在しているのかどうかだけまず教えてください。

○総合政策課長（肥田光久君） お二人がやりとりをされて決めていかれたということではございませんので、担当課である私どもが思いをお聞きして、話をつないでいったといった調整の中で決めてきたものでございます。

○委員（川上文浩君） やはり第三者的なものは介在していないということであると、やはり税金、どんな形にしても最大の効果を得るために最小限の支出をしていくというのが、これは一番の目的の使い方、それをチェックするのが議会の役割だとすると、このやり方で、最低限の支出で最高の、難しいとか、費用対効果はわからないとかってそれはちょっと困るので、あの場所にわざわざ、その思いが強いお二人の方の、その場所を指定されたと、あの像でいくんだということをお二人で、トップで決められたと。ここには東美濃ナンバーのときに市民の意見はなかなか入る余地がないような感じがするんですけども、それに対するそのやり方がいい悪いと言っても、済みません、申しわけなかったですと済まされてしまうので、より効果的なやり方というのはどうなんですか。部長、課長、皆さん方お見えになりますけれども、より効果的な方法というのはほかにないですか、これ。だから、やっぱり緊急性があるとは思えなくて、補正予算でなぜ組むのかというのがまず理解できないので、そのところを教えてくださいと思います。

○企画部長（牛江 宏君） これはまずお答えの前に1つ、委員からおっしゃられました最初の6月議会で市長がという話につきましては、私どもの説明の仕方が合わなかったらこれもおわび申し上げるお話ですが、可児元議員の御質問の中で、顕彰館などを考えないかというお話の中で、市長が、私としてはブロンズ像というか、今回の像を考えているという発言をしたというところにとどめておるといふふうに認識しておりまして、議会から要請があったというような認識を持っておられるようでしたら、そこについてはおわびしたいなど。少なくとも私どもの発言としてはそういうふうに認識しておりますので、そこはよろしくお願ひします。

それから今の方法につきましては、これは先ほど少し、私から市長の思いの一端を触れさせていただきましたが、やはり観光戦略という形の中で進めようとスタートした今回の件でございます。今回というのは、そもそも観光戦略を進めようとしたという一つの中に、大河ドラマというチャンスがやってきて、それも明智荘というすばらしい、明智光秀の出生の地をPRしながら観光戦略の中で生かせるというチャンスが来たということはどう生かすかという、具現化の中の策の一つだというふうに理解しておりますので、方法としてはいろいろあるというふうには、それは一般論としてあるとは理解しますけれども、今回のやり方として、私どもとしては市長以下、選択させていただいたということでございます。

○委員（川上文浩君） そうしたら最低限の支出で最大の効果がここで得られるのかということ、具体的にちょっと教えて。

○企画部長（牛江 宏君） この点についても、実は市長と話をしてこの場にも来ておるところもあるんですけども、それはやはり、今回観光客がどれくらい来るかというのも、一生懸命私どもが努力して、それこそ周辺の遊歩道であるとか展望台であるとか、それから市民の方の協力であるとか、そういうものを生かせる場所のあそこであるということは、非常に今後の、今おっしゃられる最小限で最大限の効果というところに行き着けるように努力していくのが私どもの役目だというふうに理解しております。

○委員（川上文浩君） 手続論でいくと時間をかけてじっくりですね、建立することをその場所で皆さんが納得していただけるのはすごくいいことだと思いますし、これを今、こんなやり方して進めていったら、今の一生懸命大河ドラマ盛り上げよう、明智光秀で行こうというのが、物すごい逆、マイナスですよ、これ。逆に作用しているというふうにしか思えなくて、本当にあそこに慌てて、突然記者発表がなされて、その後に突然広報に出されて、それから数カ月後で今審議をしているという、この異常な民主主義の状態を、どのように我々は市民に説明したらいいのかというすべがわからないというのが、私の実際のところであります。私も、瀬田も地元という部分でお邪魔させていただいたりなんかしている部分もありますし、どうすりゃいいのかというのが本当に、多分部長と課長と同じ気持ち、困ったなあと。困ったなということで、本当にどうしていいのかわからないので、やはり今聞いていると、余り明確な答えが出ていなくて、思いだとか、何か物すごく抽象的で、具体的な話にはなっていないんですよ。質疑の応答が。それもどうかなって、我々説明するときに市長と神戸さんの思いを何とかわかってくださいって、議会報告会でやるのかなあみたいなのところがあるんですけども。そういう意味では本当に困ったなというのが、実際のところで、なぜこれを慌てて6月建立ということなら、除幕式なんていう予定が立っているんなら、新年度予算に回して、じっくりとそれまでに議論したり、地元の方々にも意見を聞いたり、いろんなことを進めながらじっくりやっていけば、せいぜい半年おくれるぐらいの話になるわけですから。何をこんなに慌てているのかというのが、全く理解に、腑に落ちないというところがあるので、こういった質疑になるんですけども。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

まずはこのブロンズ像の件だけで質疑をお願いしたいと思います。

○委員（山田喜弘君） 先ほど澤野委員の全体の事業費3,100万円とあって、事業費の2,770万円と、あと330万円については、もう一度説明。330万円は何の費用ですか。

○総合政策課長（肥田光久君） ブロンズ像の4分の1のスケール版、実際に現場に建てるものの4分の1の大きさのものの費用でございます。

○委員（山田喜弘君） そうすると、例えば寄附者が2人とかになったら、もう一体購入するというのでいいですか。

○総合政策課長（肥田光久君） 法人から100万円を超える寄附があれば、それは先生にお願いをしていくということになるということでございます。

○委員（山田喜弘君） それから、設置費用は見積もることは不可能ですか。移設費、運搬費

とか、そこの造作をするときに設置費用で見積もれないですか。

○総合政策課長（肥田光久君） その設置の手間も含めての費用ということで、御提示を受けております。

○委員長（板津博之君） ほかに関連ございますか。

○委員（田原理香君） 先ほどの金額のことで、ちょっと値切るという言い方はちょっとあれですけど、その金額の交渉の話が出て、それは余り具体的に細かくなかったという話ですが、この神戸さんは、ほかのところと違って、可児市に住んでいて可児市の彫刻家の方で可児市を思って、じゃあ提供しましょう、僕もつくりましょうというところで、可児市の方というのが、ほかのところで作られているというところとは違うところがございます。そういうところにおいて、その芸術作品というその像を置いておいて、可児市の芸術家の方が可児市のためにというところの中で、多少は、じゃあ金額をこうしましょうとかという話はなかったのでしょうか。そういう話はなかったのでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） いろいろとお話をさせていただく中で、私も地域にはお世話になっておるといような御発言はいただいております。郷土のそういった、出身と言われる武将、そういったものを作品にかける思いですとか、そもそも先生があちらにアトリエを構えられて、芸術活動をやっておると。その中で、私もお世話になっておるといようなお話は幾度となくお聞きをしております。

○委員（田原理香君） という中での、金額に反映されたということもあるというふうにご考慮しておられますか。

○総合政策課長（肥田光久君） 具体的にはなかなか難しいですけども、そういったものはあったのではないかなというふうには、私個人としては理解はしております。

○委員（川上文浩君） さっき確認するのを忘れていたので、これだけ教えてください。

もしあの場所でなかったら、制作者の神戸さんはこの契約はしないとおっしゃっているんですか。

○総合政策課長（肥田光久君） そこまでのお話はしてございません。

○委員（川上文浩君） 例えば場所が、ほかの場所になったということに対しても、そこではもう契約には一切関係ないということですね。

○総合政策課長（肥田光久君） そこも含めてそういったお話しはしておりませんが現状です。

○委員（山田喜弘君） 可児市、いろんなことを市民の皆様にお知らせしてホームページで情報等を流しております。庁議についても公表していますけれども、これ見た限りはこのことについて庁議で協議したみたいなことの公表はなかったと思うんですけども、庁議で3,000万円もするような事業について、幹部級のクラスの方は、今みたいに設置場所はどうかということ協議しなかったんですか。

○委員長（板津博之君） これは企画部長でいいですか。

○企画部長（牛江 宏君） 庁議の審議事項、それから報告事項等に、どれにするかはそれぞれの審議事項についてはおおむねどういうものを対象にするかというのは規定はございます

が、それ以外のものについては、それぞれ所管で判断していただいております。今回はうちの所管でございますが、庁議には上げていないというのが現状でございます。

○委員（山田喜弘君） ならなぜ上げなかったんでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 上げない上げるというのは、それぞれのときで判断していきますので、今回は上げる必要がなかったということだけでございます。

○委員（山田喜弘君） いや、3,000万円もする事業ですよこれ。部長級の皆さん、いいんですか、そんなことで。

○企画部長（牛江 宏君） 情報共有は関係担当課レベルではずっとやってきましたので、その中で、情報共有はされておるということで、特段その事業そのものを庁議で報告することではなかったということで御理解いただきたいと思います。

○委員（山田喜弘君） 議会に説明しなきゃいかんとかというのは思わなかったんですか。

○企画部長（牛江 宏君） 繰り返しになりますけれども、その点についてはおわび申し上げます。

○委員（山田喜弘君） 企画部長に釈迦に説法かもしれんですけど、財政民主主義の原則についてどう思われていますか。

○企画部長（牛江 宏君） 今ちょっとコメントできませんので済みません。

○委員（山田喜弘君） これ横浜市なんかは市民の方にどう言っているかというのと、さっき裁判の例を言いましたけれども、該当しないという話だったけど、横浜市なんかは、東京高裁、昭和52年8月9日の判決で、事前議決を受けずに予算執行が行われ、その執行分の内容を補正予算または次年度予算に盛り込み、議決を受けたとしてもその違法性は治癒されないとされていると言って市民に公報していますよね。そういうふうに市民に情報提供をしているということで、地方自治法で言うと211条で、まあ省略しちゃうんだけど、年度開始前に議会の議決を経なければならないとか、あと憲法の83条も85条もそういうふうに言っているじゃないですか。なぜ議決を得ようとしなかったんですか、そもそも。

○企画部長（牛江 宏君） 何を議決を得なかったかを……。

○委員（山田喜弘君） 予算執行しているじゃない。いや、今、絶対に歳入歳出予算で執行していない、事前にこのことについてはブロンズ像を建てることについて、議会の議決前じゃないと言い切りますか。

○企画部長（牛江 宏君） 先ほど委員から御質問のありましたチラシについては、現行予算の中で執行させていただいてまして、それ以外のものについては、きょう審議いただいているというふうに理解しております。

○委員（山田喜弘君） なら、このチラシ、当初予算のどこの部分か教えてください。

○財政課長（渡辺勝彦君） そのチラシの分につきましては、ふるさと応援経費の、それから印刷製本費が当初で20万円組んであります。その中から支出をしております。以上です。

○委員（山田喜弘君） でも明らかにブロンズ像を建てるための寄附金を募集しているのに、何で当初予算を使うんですか。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** 先ほど、総合政策課長も御説明をしましたが、ふるさと応援寄附金の印刷製本費の中では、可児市に対する寄附をふやそうというための、チラシを作成するという意味合いで当初から組んでおります。その中身が具体的にどうなるかというのは、中での執行において判断をしていくというスタンスをとっておりまして、過去の事例でいいますと、例えばふるさと応援寄附金の中でいろいろなメニューの寄附があります。例えば文化創造センター アーラ応援というものもありまして、平成27年にはこういった文化創造センター アーラを応援してくださいというチラシをつくっています。また過去には、美濃桃山陶の聖地を応援という関係の寄附をぜひ可児市にということで、こういった、この卯花塙が、可児市が生まれた地ですよということで、ぜひ可児市に寄附をお願いしますというチラシをつくっております。こういったチラシをつくって可児市への寄附をお願いするという一環でやらせていただいております。以上です。

○**委員（山田喜弘君）** クラウドファンディングの締め切り日はいつですか。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** クラウドファンディングの受け付け終了日は4月30日を予定しています。以上です。

○**委員（山田喜弘君）** 先ほど寄附金が集まらなければ続けられると言われていましたけれども、神戸先生への支払いは今年中に1,550万円払って完成時に1,550万円払うと。募集が足らなかったら続けていくと言いますがけれども、完成したら先生には払うんですね。その時点で不足していたら、何のお金で払うんですか。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** 先ほどの4月30日はとりあえずの第1期ということで、また延ばすことは可能ですのでそのように御理解ください。

それから今、寄附金が集まらなかった場合のお話をされましたけれども、基本的に今回の寄附金、特定財源という扱いをしております。で、一般的に特定財源がその額に不足したり、多かったりというのは、ある話です。例えば国庫補助金も同じように、例えば100万円を予定していたんだけど、90万円しかなかったとか、逆に110万円来たとかというのは会計上の処理では数多くある話です。そのときに実際にどうなるかという話なので一般論で申し上げますが、それぞれの会計ごとに、例えば今回ですと一般会計です。例えば特別会計でもその会計ごとに会計処理がなされます。それが、年度を締めたらその会計全体での歳入歳出の差し引きが出て、歳入全体が赤字であれば赤字決算になりますが、そうでなければその会計の中でどうだったということで、特定財源が少なければそのほかの一般財源で賄うという形に必然的になるというのが、会計処理の現状でございます。以上です。

○**委員（山田喜弘君）** でもこれクラウドファンディングでしょう。事業の目的と期限を決めて寄附金を募集しているんでしょう。それについて、こんだけの事業をやるので、全国の皆さんお願いしますとひもつけて、これ一対じゃないですか。足りないことってあり得ないんで、なかったら事業を本当はしないんですね。

逆に、例えば神戸先生に4月完成時に払って寄附金が足りないということになると、まいったね、一般会計で払うかとなるかと思いますが、今赤字って財政課長言いましたけれど

も、クラウドファンディングで赤字ってあり得ないじゃないですか。

○**財政課長（渡辺勝彦君）** 可児市も出している「さとふる」というところのクラウドファンディングには、多くの市町が載せて、いわゆるクラウドファンディング型の寄附金募集というのは数多くやっています。それは多分、ネットのサイトを見ていただくとわかります。それが実際予定額まで全て集まったかという、見ていただくと集まってないところも多々あるというのが現状でございます。以上です。

○**委員長（板津博之君）** もうあと10分ほどで1時間たつんですが、この件に関して、あとお二人程度でとどめて、ほかの事業の部分も聞きたいもんですから、まだ意を尽くせないという方は、質疑。

○**委員（渡辺仁美君）** ちょっと素朴な質問です。

これの寄附とかそういったことから離れるんですけど、契約そのものをちょっと教えてください。普通、美術品とか完成品を買うときは売買契約、物を買うときですね。普通に契約は売買契約なんですけれども、これは請負契約なんでしょうか。で、その請負契約には契約内容をいろいろ盛って、例えば先に材料費を渡すよとか、設置場所はここよとかそういう条件をつけた請負契約というふうに考えればいいんでしょうか。その辺を教えてください。

○**総合政策課長（肥田光久君）** これは、物品購入ではございませんので、制作をお願いして、費用ですとか設置場所とか期限、それから前もって幾ら、いつお支払いするのか、最終金はいつお支払いするのか、そういったことを契約書の中にきちっとうたって契約をするというものでございます。

○**委員（渡辺仁美君）** 売買契約は、例えばおすしの折りが目の前にあって、この折り1個くださいってその場でお金払う、で、請負契約というのは、おすしのカウンターで、トロ頂戴とか卵頂戴って注文つけて売買する、それが請負契約ですよ。その言いなりの請負契約の契約条件だと、ちょっと腑に落ちないので、それを今、ずっと皆さんが御質問なさった中で聞いていると、やっぱりどんどんこう腑に落ちない気がするので、そこら辺少し、もう一回精査していただかないと、やっぱり納得のいかない、それこそ先日もおっしゃっていた民主主義的な問題になってくると思うので、そこをもう一度精査していただきたいなとこんなふうに思います。

○**企画部長（牛江 宏君）** これは先ほどの御質問にありましたように、委託料で組んで委託契約という契約行為でございます。それからその中で必要なものについては、先払いということで1,550万円を予算でお願いしておるということですので、今、それでも腑に落ちないということでしたら、もう少し具体的に教えていただければ、調査させていただきます。

○**委員（渡辺仁美君）** その委託はこっちがすることであって、向こうは受託されるわけですから、そこに双方の契約条件をつけていくというのが、やっぱりそこは対等な立場だと思えますので、そういう委託契約であれ請負契約であれ、やっぱりその条件をこちらからの提示というのはある程度していく必要はあるかなと、こんなふうに。これは感想です。

○**企画部長（牛江 宏君）** それは当たり前の話として、委託契約をする場合の仕様書につい

てはこちらから提示することですし、向こうも合意をした上で進めるという、委託契約という契約行為ですので、今渡辺委員御心配の点については全て、それらを考慮した上で契約行為に至るということでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに、ブロンズ像の件。

○委員（酒井正司君） 庁議にかかっていない、出ていない方、いわゆる当事者でない方たちばかりの答弁を聞いているので、ちょっと気の毒な立場で皆さんいらっしゃるなというのがまず感想ね。それと、総務部長、市民部長、副市長。これ議会事務局長を兼ねて議会のルールであり、二元代表制の根幹はしっかりと御理解されていると。で、この問題はそこにかかっているわけですから、今後非常に心配だなということ。

それともう一点、今後のことについて言えば、銅像が残るわけですわ。残れば、誰がいつ建てて、どういう経緯で建てたということ、このことね。きょうここで話されたことが、恐らく裏話としてエピソードとして語り継がれていくだろうという、非常に負の部分が残るということをしかりと心にとめていただきたいなと、そういうことを思って今後の議会対応をしていただきたいと思います。

○委員長（板津博之君） それでは、質疑のほう、ほかになければ、その他の事業の部分で質疑を伺いますが、もしブロンズ像の件どうしてもという方が見えたら。よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、議案第77号のその他の事業についての質疑をお受けします。いかがですか。

総務企画所管の議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）の部分についての質疑です。

切りかえが必要だと思いますので、しばらく時間をとりますので。

さっき山田委員から大河ドラマ関係であったかと思いますが、そういったことでも結構ですが、いかがですか。

〔発言する者あり〕

ブロンズ像の件、もしまだあるよという方が見えたら、最後の最後にもう一回聞きます。ですので、今はブロンズ像以外の部分ということでお願いしたいと思いますが、なければ、全体を通してということでブロンズ像も受けます。

○委員（山田喜弘君） 先ほど企画部長から答弁いただけませんでしたけど、改めて財政民主主義の原則においてどのように理解していただいているのかを答弁いただきたいと思うんですけど。

○企画部長（牛江 宏君） これは何度もおわび申し上げたとおりでございます。今回の件については、私ども至らぬところがありましたので、その点についてはおわび申し上げますし、議会制民主主義を軽視しているというところは決してございません。よろしくお願いたします。

- 委員（川上文浩君） ちょっと今の関連なんだけど、予算を伴う事業ですよ、これ。予算を伴う事業というのは、予算の審議を得ずに、そういった寄附も含めて行為に移る、また広報していくというのは、それこそ今、山田委員が言ったことに外れるんじゃないですか。予算を伴う事業に関してですよ、予算なければいいですよ。それどうなんですか。
- 企画部長（牛江 宏君） 私ども、どこまでいっても言いわけだとおっしゃられると思いますので、多く申し上げてはいかんとと思いますが、きょうが審議だというふうに理解して進めてきましたので、その点が先走った点については申しわけございませんでした。
- 委員（川上文浩君） 違う違う、今認めたのかどうかわかんないんだけど、本当はあっちゃだめでしょう。それちょっとはつきりしてもらえませんか。予算を伴う事業で、予算審議前に着手するというのは、あっていいことなのか、よくないことなのかって聞いているんですよ。山田委員も僕も同じ意味だと思うんですけども。それを、いや済みません済みませんではなくて、それは本当にどうなんですかって聞いているわけですので、皆さん方は公務員ですよ。我々も非常勤の特別職やけれども公務員なんですよ。どうですか、公務員のコンプライアンスも含めてどうなんですか、その辺は。
- 企画部長（牛江 宏君） これも繰り返しになりますけれども、きょうが審議の場だというふうに理解して今まで進めてまいりましたが、その点に配慮がなかったことについてはおわび申し上げます。済みませんでした。
- 委員（山田喜弘君） もう一回言いますが、例えば憲法83条で国の財政を処理する権限は国会の議決に基づいてこれを処理をしなければならない、同85条、国費を支出したは国が債務を負担するには国会の議決に基づくことを必要とすると。これ当然、地方公共団体にも準用されますよね。これに今回の行為は違反していないと考えているんでしょうか。
- 企画部長（牛江 宏君） 何度も同じお話をさせていただきますが、きょうが審議の場だということで、それに配慮が足りなかったことは申しわけございませんでした。済みませんでした。
- 委員（田原理香君） 今企画部長がそうやっておっしゃっていますが、それは市長もそのように思われて、おっしゃっていらっしゃるということなんでしょうか。きょうの場が審議の場だというふうに市長もお考えなんでしょうか。
- 企画部長（牛江 宏君） そこまでは確認しておりません。
- 委員（田原理香君） もう一度確認したいんですが、市長は今回のブロンズ像を補正予算についてお出しするということについての、市長の議会だったりとか広く呼びかけなかったとか聞かなかったということに対しては、今先ほどから、申しわけなかったとおっしゃっていますが、そちらにおいては、市長としては、その辺はふだんからやりとりをなさっていらっしゃることだと思いますが、きょうこの場でお出しされることについては、市長はどのようなお考えでいらっしゃったんでしょうか。
- 委員長（板津博之君） 田原委員、もう一度お願いします。
- 委員（田原理香君） 先ほど部長や課長からのお考えはよくわかりました。執行部としてわ

かりましたが、市長からこのことについてどのように言われていますでしょうか。

○企画部長（牛江 宏君） 議案として上げるということで市長は承知しておりますし、それまでの過程については私ども企画部以下で処理しておりましたので、その点についての配慮については先ほどから申し上げておるとおりでございます。

○委員長（板津博之君） ほかに。ブロンズ像でも、ほかの事業のところはどうも出なさそうなので、ブロンズ像について質疑ないしは意見がなければ、これで総務企画委員会所管の議案及び報告事項の質疑を終了としますが、よろしかったでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 予算に伴う事業、これ執行したと判断しているんですか、我々は。今その辺のところなんですけれども。回答は、私はそういうふうに理解しているということですか、予算に伴う事業について先んじて執行したというふうに。ここら辺は明確にしてもらわないと。

○財政課長（渡辺勝彦君） 済みません、一応先ほどちょっと御説明をしましたが、今回、今執行した部分というのは多分チラシ、ポスターになると思います。それ以外については、歳出の執行はないというふうに聞いており……、ちょっと私が把握している分だけで申しわけないんですが、チラシとか、ポスターについては、先ほど説明したとおり当初で組んでいた予算で執行していますので、いわゆる、もうある予算で執行しています。ないままで執行してないということで、済みません、御理解いただきたい。

○委員（川上文浩君） もう一回確認すると、予算執行はしていませんよ、この補正予算に関して。それしていたらもうとんでもない話じゃないですか、そんなの当たり前のことであって、事業着手しているのには、どうなんですか。予算と事業というのは一体化であって事業に着手しているんですけれども、予算を伴う事業に関して着手しちゃっているんだけど、その辺のコンプライアンスは大丈夫なんですかって言ったら先ほど企画部長が、きょうがその審議の日だと思いますで終わっているんだよね。だからそれに対して回答はいただいてない、ほかで確認するしかないと思いますので、それは結構です。

○委員（山田喜弘君） そうするともう一回、憲法86条、内閣は毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならないって言っているじゃないですか。事業着手していないんですかしているんですか、どちらですか。

○委員長（板津博之君） これをどなたが答えられますか。

○企画部長（牛江 宏君） 予算に係るものについては着手していないという判断です。

○観光経済部長（渡辺達也君） 所管外の話で、まず一般論として私も財政課長をやっておりましたので、契約の担当の係長もやっていたので一般論で申し上げます。

今回については、一番わかりやすいのは、支出負担行為があって、いわゆる契約に着手って、ここでごめんなさいと。もう契約判こを打ちちゃいましたと、これから後手でやってくださいよとなりましたら、さっき判例の話も出ましたけど、通常判例の中では、いわゆる事後で治癒するということは、これはそれ自体が違法にはならないけど、政治的な責任は残るんですよ。首長としての。それはあるんですけど、今回は、先ほど財政課長が言いまし

たけど、チラシ刷りは当初予算でいろんなやつをつくるということはあるんですけど、いわゆるそのブロンズ像を先生と市長が判こを打ってやりましょうかという形じゃなくって、いわゆる下打ち合わせ、準備行為として、本当にやれるかどうかというような話の中で、それで、いよいよこれから支出負担行為、契約をやるに当たっては、議会の、当然そういう順番がありますので、予算化してという話になってくる話ですので、そういう意味では、一番わかりやすいのは、川上委員がさっきおっしゃいましたけど、執行したのではないで、おまえた契約着手したんかと、契約書見せよと言われてたら、私どもはしていない話でございますので、もうわかりやすくそこだと思っておりますよ。

ですから、その中の準備行為の濃淡はあって、ちょっとそういう意味では、濃過ぎるかなと、やり過ぎかなというのはあるかもしれません。そういうのは、そこら辺は。

〔「ちょっと茶化すのはやめてよ」の声あり〕

茶化してはいないですよ。

〔「所管外から口を出すなんて茶化すのと一緒だよ、注意して」の声あり〕

わかりました。今一般論として申し上げましたので。

〔発言する者あり〕

いやいや、委員長に私は許可を受けましたので。

○委員長（板津博之君） ちょっと整理しますね。

ほかの部分もあるので、この件についてはここで一旦切らせていただこうと思いますけれども、まだもし、執行部が退席してから皆さんにお話ししようと思ったんですが、ちょっと暫時休憩としますね。

休憩 午後2時04分

再開 午後2時09分

○委員長（板津博之君） では休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これで総務企画委員会所管の議案及び報告事項の質疑を終了といたします。

ここで正面の時計で14時25分まで休憩といたします。執行部の皆さんは退席いただいて結構です。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時25分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより当委員会に付託された議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）について、議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの3議案の建設市民委員会及び教育福祉委員会所管部分の説明及び質疑を行いますので、順に説明をお願いいたします。

ただし、先に都市整備課所管部分の説明と質疑を行いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○都市整備課長（林 宏次君） 先にお許しをいただきましたので、説明させていただきます。

まず、一般会計の補正予算でございます。

資料番号2の補正予算書11ページと23ページ及び資料番号3の5ページをごらんください。

市道117号線改良事業です。当事業におきましては、工事の進捗に影響を及ぼしておりました補償物件の撤去及び電柱の支障移転の完了のめどが立ったため、来年度に予定しておりました工事を前倒しいたしまして、工事費の補正をするものでございます。

今回の補正の理由としましては、この路線には用水路がございます。道路拡幅により、一部分移設する計画でございます。この時期に工事を着手することにより、用水路を使用する時期を避け、農業をされている方への影響を抑制することができます。また、事業の促進を図ることもできます。一方、今年度の国庫補助金におきましても、1,542万9,000円の増額の交付がありました。よって、今回確定しました国庫補助金の額を補正し、財源内訳の変更もするものでございます。

続きまして、資料番号2の補正予算書24ページ及び先ほどと同じ資料番号3の5ページをごらんください。

街路事業費の可児駅前線街路事業です。当事業におきましては、用地交渉を継続してまいりました結果、難航していましたが2件契約することができました。今回、その物件を可児市土地開発公社より買い戻しをするため、用地費の1,039万3,000円の補正をするものでございます。

続きまして、資料番号2の補正予算書の11ページ及び資料番号3の6ページをごらんください。

公園費の土田渡多目的広場整備事業です。当事業におきましては、国庫補助金を活用し順次整備を進めておりますが、今年度は道路補助で1,250万円、公園補助で1,100万円の合計2,350万円の増額の交付がございました。よって、今回の補正で確定いたしました国庫補助金の額を補正しまして、財源の内訳の変更をするものでございます。

補正については以上でございますが、続きまして、繰越明許について御説明させていただきます。

同じく資料番号2の補正予算書の5ページでございます。

市道117号線改良事業です。

先ほど補正予算でも御説明させていただきましたが、工事費900万円、年度をまたいだ繰越明許をするものでございます。理由としましては、補正予算のときと同様でございますが、当路線には用水路があり、道路拡幅により一部分移設する計画でございます。この時期に工事に着手することにより、用水路を使用する時期を避け、農業をされる方への影響を抑制するものでございます。また、事業の促進も図ることができます。

続きまして、可児駅東土地区画整理事業特別会計の繰出金の繰越明許でございます。

この繰出金ですが、当事業の特別会計と関連がございますので、後ほど特別会計にて御説明させていただきます。

都市整備課からは以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ここで今の説明についての質疑を受けます。
なければ、結構ですね。

〔挙手する者なし〕

では、引き続きほかの部分の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（渡辺 聡君） それでは、資料番号3、12月補正予算の概要の2ページをごらんください。

11の諸費、鉄道路線維持事業でございます。今回の補正は、財源内訳の補正となります。
名鉄広見線活性化協議会の負担金で行う事業につきまして、大河ドラマ「麒麟がくる」に関連した名鉄活性化事業に対し、県からの補助金をいただけることとなりましたので、特定財源として総務管理費県補助金を45万円増額し、同額の一般財源を減ずるものです。以上です。

○高齢福祉課長（水野 修君） 続きまして、教育福祉所管分です。

資料番号はそのまま同じく2ページです。

款3項1目2の老人福祉費の高齢者福祉施設整備等事業です。介護保険課にかかわる部分も含めて説明をいたします。

まず、帷子地域包括支援センター移転工事費については、現在可児とうのう病院にあります帷子地域包括支援センターを来年4月から帷子地区センターに移転することとなります。これに伴う帷子地区センターの改修工事を行うための費用280万円を増額補正するものです。なお、これには県の補助金を119万円充てる予定でございます。

続きまして、同じく高齢者福祉施設整備等事業の中ですが、こちらの高齢者福祉施設等整備補助金については、認知症対応型通所介護事業所の整備に対し、民間事業所への補助金を交付する予定で、8月9日から9月13日までの間で公募を行いました。応募事業者がなかったため今年度の実施を見送ります。これによりまして、工事費の増額と補助金の減額の差し引きで、結果963万円の減額となります。以上でございます。

○福祉支援課長（飯田晋司君） 3ページをごらんください。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の児童扶養手当事業です。

今年度については、当初見込みにより必要額が増加する見込みとなりましたので、増額補正をお願いするものでございます。特定財源は、歳出の補正に伴い補正をいたします。児童福祉費国庫負担金については、国の児童扶養手当給付負担金533万円でございます。以上です。

○土木課長（安藤重則君） 4ページをお願いいたします。

農林水産業費、項2林業費、目2、林業治山振興事業です。

以前より、久々利丸山地区において、地区要望をいただいております久々利地区センター

から久々利川約200メートル上流部において、山林からの土砂流出による被害が発生しており、今年度、岐阜県により治山事業を施行していただいております。これに伴いまして、その流末水路については岐阜県の補助金を受け、市で整備する予定ですが、ことしの7月の集中豪雨により、当初予定していた施行範囲よりさらに水路が崩壊したため、追加して工事を行う必要があり、100万円の増額補正をお願いするものです。特定財源は、県補助金の増額によるものです。

続きまして、5ページをごらんください。

道路橋りょう費、目2、道路維持事業、次の目3、市道112号線改良事業につきましても、財源の変更となります。国庫補助金が、事業ごとの要望額に対して配分された額が増額となったため、道路橋りょう費補助金及び道路橋りょう債をそれぞれ増額いたしまして、特定財源と一般財源の振替をするものでございます。

続きまして、橋りょう長寿命化事業です。

こちらでも財源の変更となります。国庫補助金が、要望額に対して、こちらは配分された額が減額となったため、道路橋りょう費補助金、道路橋りょう債を減額して、一般財源に振りかえるものでございます。以上です。

○上下水道料金課長（須田和博君） 同じページの一番下になります公共下水道費の下水道事業負担金についてでございます。

下水道事業会計の負担金につきましては、繰り出し基準に基づいて算出していますが、算出のための係数について今年度見直しがありました。再度計算を行いましたところ、1,000万円の増額となりましたので、今回増額補正をするものでございます。以上です。

○施設住宅課長（守口忠志君） 6ページ、上から2段目をごらんください。

土木費、項住宅費、目住宅管理費、市営住宅改修事業でございます。

当事業における国庫補助金の確定による歳入の補正でございます。特定財源としまして、住宅費国庫補助金を351万8,000円増額しまして、住宅債2,830万円を減額するものでございます。以上です。

○郷土歴史館長（宮地直木君） 7ページをごらんください。

款10教育費、項5社会教育費、目5郷土館費の郷土館管理運営経費ですが、大河ドラマに関連する事業につきまして財源変更となります。特定財源として、社会教育費県補助金である清流の国ぎふ推進補助金96万円を充当するものです。以上です。

○文化財課長（川合 俊君） その次の目6文化財保護費の美濃桃山陶の聖地整備・保存事業です。

大河ドラマに関連した事業に対し、県の補助金が交付されることになったことに伴い、特定財源として、社会教育費県補助金である清流の国ぎふ推進補助金の4万7,000円を充当するものです。以上です。

○土木課長（安藤重則君） 続きまして、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

資料番号2、補正予算書の5ページをお願いいたします。

土木費、道路橋りょう費の市道112号線改良事業でございます。

こちらは、土田地内の大型工事を終え、往来する車両と一般車両及び歩行者との安全を確保するため道路整備を行うものでございます。現在、次年度からの工事着手に向け、用地取得及び建物等の補償を行っておりますが、関係者との交渉に時間を要し、所有権移転、建物移転の年度内執行が困難な状況となったため、繰り越しをお願いするものでございます。移転完了については、令和2年9月末を見込んでおります。以上です。

○高齡福祉課長（水野 修君） 続きまして、債務負担行為の説明をいたします。

同じく資料番号2の補正予算書6ページをごらんください。

上から2つ目の福祉センター指定管理です。

令和2年度からの福祉センターの指定管理者の更新により、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の指定管理契約のため、指定管理料の債務負担行為を行うものです。指定管理者と本年度中に協定を締結し、限度額は5年間で1億1,500万円、1年当たり2,300万円となります。以上です。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

○委員（澤野 伸君） 款8項2目3、市道112号線改良事業ですが、移転事業については、令和2年9月完了目途ということで御案内がありましたけれども、工事着手はそれ以降ということになるかと思うんですけれども、タイムスケジュールについて供用開始をどの程度を予定していますでしょうか、供用開始の時期。

○土木課長（安藤重則君） 工事着手につきましては令和2年度、建物補償が9月末を見込んでおりますが、その前にできる範囲においてかかっていくたいというふうに思っております。供用開始につきましては、令和2年、3年、4年、3カ年で大体今工事を予定しております。名鉄踏切に関しましては令和6年以降ということになっておりますが、それ以外の区間については3年で工事を完了したいというふうな予定でおります。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

なければ、これで質疑を終了としたいと思います。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

引き続き、次に議案第78号 令和元年度可児市可児駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をお願いいたします。

○建設部長（丹羽克爾君） よろしくお願ひいたします。

資料番号2、補正予算書の5ページ、並びに同じ資料番号2の40ページをごらんください。

まず40ページのほうからでございますけれども、可児駅東土地区画整理事業特別会計でございます。

可児駅東土地区画整理事業におきましては、御承知のように、10月1日に可児駅前南ロータリーを供用開始し、区域内の施設の整備が完了いたしました。現在、換地及び精算に向け、業務を展開しているところでございます。

今回、当初予算において計上されております最終の換地計画と事業計画の変更の業務を、年度をまたぐ繰越明許をするものでございます。繰越明許の理由といたしましては、昨年度発注いたしました出来高測量が鉄道事業者との調整に不測の時間を要しておりまして、12月ごろまでかかる見込みでございます。この出来高測量の結果を経て、最終の換地計画等を実施するため、年度内の完成は困難であると判断し、2,000万円を繰越明許とするものです。

これによりまして、先ほど課長、途中まで説明させていただきましたけれども、一般会計5ページのほうでございますけれども、可児駅東土地区画整理事業特別会計の繰出金も同額を繰越手続するものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） 出来高測量がおこなわれているということだけど、鉄道事業者2つともそう。それともどちらですか、名古屋鉄道かJR東海か。

○建設部長（丹羽克爾君） 私が承知しておる中ではJR東海のほうでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、続きまして、議案第79号 令和元年度可児市下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明をお願いいたします。

○上下水道料金課長（須田和博君） それではお願いします。

資料番号2、補正予算書の43ページをお願いいたします。

先ほど一般会計補正予算の資料番号3の補正予算の概要の5ページで説明しましたとおり、一般会計から下水道事業会計に1,000万円を支出しますので、下水道事業会計の収益的収入の下水道事業収益といたしまして、こちらの実施計画に記載していますように、営業収益の雨水処理負担金が12万1,000円、営業外収益の他会計負担金が987万9,000円で、合計1,000万円を増額いたします。

次に、資料番号3、補正予算の概要の8ページのほうをお願いいたします。

こちらの雨水管渠費につきましては下水道課のほうを担当課となっておりますが、補正内容が上下水道料金課関係でございますので、一括で御説明いたします。

収益的支出でございますが、営業費用の雨水管渠費と減価償却費、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費につきまして、支出額は当初予算のままで変更ありませんが、財源内訳におきまして、一般会計からの負担金による特定財源を合計で1,000万円増額し、一般財源を1,000万円減額するものでございます。

下水道事業会計の補正予算については以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ただいまの説明に対する質疑を行います。

発言ございますか。

〔「なし」の声あり〕

ないようですので、以上で建設市民委員会及び教育福祉委員会所管部分の質疑を終了とい

たします。

暫時休憩といたします。執行部の皆さんは退席いただいて結構です。ありがとうございます。

休憩 午後 2 時47分

再開 午後 3 時09分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これよりは、議案第77号 令和元年度可児市一般会計補正予算（第4号）の明智光秀公像制作委託料についての質疑を行います。

質疑のある方から挙手をして発言をしてください。

○委員（山田喜弘君） 大変申しわけないけれども、こだわって申しわけないですけれども、11月の広報紙でこの寄附金募集の記事が広報に出ました。それで、先ほど最終の原稿はいつですかとお聞きしましたけれども、初校、一番最初に原稿をつくったのはいつでしょうか。

○総合政策課長（肥田光久君） 先ほど申し上げましたけれども、最初はまだ、書ける内容がしっかりとしておりませんでしたので、枠どりというか、形をお願いして、そこに入れていくその原稿をいつつくったのかと言われますと、明確に何月何日ということは今申し上げられないんですけど、10月10日の最後の文字校がございましたが、その時点では記事の形にして、それなりの記事の形にして出しておきます。

○委員（山田喜弘君） これ広報紙なんかは、担当課にそれぞれ、間違いがないかどうか周知するんじゃないですかね。それで、職員の方はみんないろんな、市からの決定事項等を見ると思うんだけど、それ、9月にでき上がっておったじゃないですかね。どうですか。10月になってから確認しているんですか。9月にはもう職員の方はこれ知っていたんじゃないですか。

○企画部長（牛江 宏君） 先ほどから、これはおわびという形で申し上げておりますように、9月の時点での議会への配慮は足りなかったということでおわび申し上げておりますが、その時点で、じゃあ、どの程度のどこまでの情報等と、それを「広報かに」に載せるまでのどこまでの情報かというのが必ずしも一致していない。まだ、それで未確定だということで、おおよその原稿にはしておいたのは間違いありませんけれども、じゃあ、それが議会にお知らせできる内容であったかということ言えば、先ほどから申し上げておりますように、まだ私どもとしては至っていなかったことで、それが配慮が足りなかったということでおわび申し上げるということにつながっておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（山田喜弘君） でも、職員の方はこの広報紙について、自分のところを見るわけですよ、確認するというので。ほぼほぼでき上がってなきゃそういうことをしないんじゃないですか、それこそ。

○企画部長（牛江 宏君） 私、広報担当の課長もやっておりましたので、それはそれぞれというふうに御理解ください。しっかりでき上がっているものもあれば、ぎりぎりまで仮の原

稿を入れておいて、入れかえるという場合もございますので、それについては、今回の場合がどうであったかという、どちらかという後半の今説明した形に近かったというふうに理解しております。

○委員（山田喜弘君） いや、職員の方って職員掲示板とかってあるじゃないですか。僕らは見たことないもんだからわからんですけども、そういうところでは確認していないんですか。それは9月とかに上がらないんですか。

○企画部長（牛江 宏君） そこに上がる、上がらないの話ではなくて、そこの原稿がどこまで確からしさがあったかという点での説明をさせていただいております。先ほど言いましたように、一旦入れた原稿は仮で原稿を入れておいて、最低でも1回目の校正なり、文字校までにしっかり入れ直すと。それでもう文字校は、それで一発でいくというときも、これはありますので、その時々で使い分けはしておりますし、今回はどちらかというその例に近かったというふうに理解しております。

○委員（山田喜弘君） そう言われるとあれなんだけど、初校というか、パソコンで当然やりとりするんだと初校って残っていますか。

○企画部長（牛江 宏君） 仮に残っておるかどうかは確認しないとわかりませんが、残っておったものが確定の原稿でなければ、それは先ほど申し上げましたように、私どもとしては議会のほうにお知らせする内容にふさわしくないという考えがありましたので、その点については配慮に欠けておりました。申しわけございません。

○委員（山田喜弘君） あともう一つ、クラウドファンディングで11月、寄附金があったということですが、金額的にはわかりますか。

○総合政策課長（肥田光久君） クラウドファンディングによる寄附金につきましては、70万円の寄附がございました。

○委員（山田喜弘君） それは、11月中でということですか。12月じゃなくて、11月、1カ月分についてはわかりますか。

○総合政策課長（肥田光久君） 11月末現在での数値でございます。

○委員（山田喜弘君） そうすると、それは事業着手していると、それでも言わないんですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 寄附については収入ですので、これまでも収入については随時、収入があるものは受け入れをしておりますので、事業着手ということではないと理解します。

○委員（山田喜弘君） そこは、どこまでいっても平行線かもしれんですけどね。でもこれ、よしんば事業がなくなったら寄附金ってどうやって返すんですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今言われた、その事業がなくなった場合、返すか返さないかということも含めて、もしそうなったときには検討することにはなろうかと思えます。

○企画部長（牛江 宏君） 少なくともクラウドファンディングで出していただいた方は、具体的に相手先がわかっておりますので、その方にお知らせすることから始まるというふうに理解しております。

○委員（富田牧子君） 先ほど、これまでも寄附を受けているからということで、別にこの寄

附に限らず、寄附は受けているからそこから出してもいいような感じの話をされたと思うんですけど、これまではそんなことなかったでしょう、ふるさと応援寄附金って、ちゃんと目的はこれにしてくださいということはどうたってあったわけでしょう。

何に使ってもいいですという部分もあったかもしれませんが、それぞれ項目きちっとあってやったわけだから、これまでもあるということではないと私は思う。これまでに、銅像をつくりますよって、この寄附というのは今までなかったわけだから、そんなふうに使えるわけではないと思いますけど、いかがですか。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今言いましたのは、逆に言うとこれが割とクラウドファンディング型ということで、目的を割としっかりして提示しているというのが今回です。

で、どちらかという、今までですと、応援メニューという広い枠の中で御寄附をいただいていますので、その趣旨に沿ったような使い方をさせていただいているということになります。

○委員（富田牧子君） 応援メニューの中に銅像建立というのはなかったでしょう。ね、なかったでしょう。だから、言っていることは、私はおかしいというふうに思うわけです。

○財政課長（渡辺勝彦君） 今までというか、応援のメニューについては年度ごとにそれぞれ変わってきています。

一つは、まるごと応援というような形は継続してありますし、4つの重点方針に沿った応援、それから、例えば先ほどちょっとお話しした、昔ですと例えば、卯花壇のふるさと応援とか、それから文化創造センター アーラ応援とか、サッカー場整備なんかもあります。

そういったものに、割と具体的なものについては具体的な趣旨に沿ってということで、ことしはNHK大河ドラマの光秀が決まりましたので、戦国武将明智光秀誕生の地応援というような形では、メニューには入れさせていただいているところです。

ことしは、明智光秀誕生の地と山城がつつり応援というのが新たに加わっております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（富田牧子君） そうすると、2回に分けてお金を払うということで、1,550万円ずつ払うということで、お金が足らなかつたら、山城がつつり応援の中から出すよと、そういうことでしょうかね。

このクラウドファンディングで集まらなかった場合ですよ。

○財政課長（渡辺勝彦君） 財源のことですが、現時点でこれをどのように割り振るかというのは決まったものはございません。

○委員長（板津博之君） ほかの委員の方も結構ですが。

いかがですか。

発言もなければ、ここでもう質疑終了とさせていただきますがよろしいですか。

○委員（澤野 伸君） さっき入りの部分でしつこく聞きましたけど、出の部分でも聞きますよ。

事業着手が先行した感は否めないという状況はあるんですけども、今回の補正予算案に出ている歳出については一切触れていないという認識でいいですね。

○総合政策課長（肥田光久君） はい、そういうふうに認識をしております。

準備行為については、いわゆる支出負担行為にかかるようなことは一切やっておりませんので。

○委員長（板津博之君） ほかにございますか、発言。

[挙手する者なし]

ないようですので、執行部の方はこれで退席していただいて結構です。

暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時 21 分

再開 午後 3 時 23 分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、本日の質疑等について、議員間で討議を行いたいと思います。

主には明智光秀公像の制作委託料についてになろうかと思いますが、自由な発言を許しますので、発言をお願いいたします。

○委員（田原理香君） 本当に今回残念だったのは、この明智光秀公像建立の最初は市長の発案だったかもしれませんが、こういう事業に対して、やっぱり市民のさまざまな知恵があった、歴史についてとかいろんなさまざまな、きつときつと知恵があったらそういうものを十分に得られずに進めた感があったということ、広く市民の意見を聞く機会があったにもかかわらず、それを何とおっしゃったかという時間がなかったという話やったんです。

あと、それから、こちらとしても、やっぱり議会としても市民への説明責任を持っているということなので、なぜこれを越えて通して、このブロンズ像にして、3,000万円にして出したのよと言ったところに対して、本当にきちっと説明ができるのかというふうに自分に引き寄せたときに、先ほどから考えて、これどうしたものなのかなと思いつつながら、なかなかもやもやとして、すっとんと落ちていない。

予算案がなかなか成立もしていないのに、何か事業着手に見られるような、そんな声もあったんやないか、それがそうじゃないと言うかもしれんけど、なかなかすっとんと落ちんというところで、さっきから自分の頭の中はぐるぐるとして、1,550万円を削除という形になるのか、それともまた違った形に、附帯決議という形になるのか、本当にどうしたものか、さっきから悩んでいるところです。

○委員（川上文浩君） 亀岡市の話も出たので、私も実際に行ってきたんですけども、亀岡市は明智光秀の居城ということで、今はちょっと大本教と言われるところが個人的に買われているので、なかなか自由に出入りできないですけども、銅像もその堀の手前側にできています。これは、亀岡市長が計画的に明智光秀を売り出していつて何とかドラマをとい

うことで、計画的に何年もかけて進められて、クラウドファンディングもして、去年、銅像ができ上がって、除幕も流れた。たまたまドラマが当たって、物すごく喜んでみえました。

それと比べると余りにも進め方がお粗末であって、そののやはりいろんな市民の場所、それから銅像についての市民の要望・意見が取り込まれているんですね。で、この位置がよかったということで、本当によかったということは亀岡市長はおっしゃっていましたが、それから思うと本当にその部分、特に市民を巻き込んで、市民で盛り上げてくれないと、今回の一連の明智光秀の大河ドラマに対する事業が盛り上がらないと片方で言うておきながら、片方では、市民が一番通いにくいところをトップの熱い思いでって、熱い思いを一度も私は聞いたことないです、本人来られないので。その職員が申しわけない、申しわけないと謝る姿を見たときに、本当に、これは個人的な意見は言いませんけれども、どうかなというのは物すごく感じるところで、本当に部下が責任を負って、議会に対して平謝りというような話の中で、9月11日のエビデンスで持っていくのであれば、記事の枠どりをしているということはもう事業はほぼ市長の中では決まっていたんですよ。細かい、そういった広報に載せる文章というのはこれから校正が入るんでしょうけれども、枠どりをしたということはこれを、11月に間に合うようにやれという指示が出ているのは明らかであって、庁議にかかっていないということはそういうところにあるのかな、密室で行われてきた指示でということになるのかなというふうに思っています。

銅像が云々、ブロンズ像がどうこうではなくて、やはりちゃんと計画的にいきながら、市民意見を少しでも反映してほしいかった。場所についてもそうですし、そのブロンズ像についてもそうですしということはあるし、やはり議会側からすると非常に、この今回の一連の事業着手かどうか云々ということはグレーになるかもしれませんが、予算を伴った事業で、事業もことし予算だろう、何だろうといっても、一体化ですから、予算と事業というのは、僕は事業着手したというふうにしか思っていないので、山田委員はどう思われるか、僕は山田委員と同じ考え、事業着手ありきということと、広報から見ても完全に事業着手しているんじゃないかなということは見えてとれるということで、やはり地元、それから、特に西可児の方とか、もっと桜ヶ丘とか、あっちの東側のほうからすると、非常に寄りにくい場所に、目立たない場所につくることによるメリットは余り見出せないし、実際きのうも行ってきて、何でここなんだというのはいまだにわからないという事情があって、多分行かれていない方も見えると思うんですけど、一度現場を見られるときっと、ここにブロンズ像を建てる意味というか効果というかが、ちょっと理解できないというのは実際、今ちょうど車もとめられないように制限されているところもありますし、入れないようになっているところもあるんですけども、そういうところばかり見ちゃあれなんですけど、非常にどうかなというところはありますね。

個人的には本当に、せめて場所について、もう少し市民意見を聞く場というものがあるべきじゃないかなというふうには思います。

○委員長（板津博之君） ほかに。

自由討議ですので、この後、討論、採決と流れていきますので、討論なり採決に反映されるような自由討議にしたいと思っておりますので、皆さん、できるだけ多くの方から意見をいただきたいと思えます。

○委員（松尾和樹君） これで、この議会の場所でどうするかというのを議会で皆さんで決めるわけですが、それを自分が一議員として、その決定を持ち帰ったときに、自分の周りの人たちにどういったことを説明するのかとなったときに、今のままの状態で仮にオーケーとなっていくと、どうやって説明したらいいのかというのを見たときに、きょうの企画部長初め執行部の方々がおっしゃっているようなせりふを言わなければいけないのかなと思うと、なかなか難しいなとは思いますが、自分が今思っているところでございます。

○委員長（板津博之君） きょうの質疑応答の中では、確かに厳しい状況だと思えますが、ほかの御意見ございますでしょうか。

○委員（酒井正司君） 建てる位置の話が出ました。亀岡市と、私、知っておる限りでは多分、坂本城だと思うんですね。立派な、多分、今度建てるのより大きいと思えます。

その場所は大きな公園、平地の公園で、本当に市民の方がみんな集える場所にあるんですよね。今度の場所、今、話が出ましたが、一つだけ、これは弱者に配慮してあるのと。この視点はしっかりと、やっぱり今後の議会の立場として、それは多分いろいろなところで聞かれる可能性がありますんで、私はこの部分への弁明ができる場所にしてほしいなと思えます。

○委員長（板津博之君） 場所の部分の発言が多いかと思えますが、ほかに。

○委員（富田牧子君） 初めから、神戸さんの3,000万円ぐらいする銅像ありきの話で、あと、それにどうやったらそのお金が集まるかみたいな話でなってきたというふうに私は思うんですけど、この前のときも言いましたけど、ふるさと納税って、税金のかわりですよ。寄附金と言っても、やっぱりそれによって税金が控除されて、皆さんが可児市のために使ってほしいというふうにやっぱりお金を送ってくださるわけですから、私は本当に、市民のためになることに使っていただきたいと思えて、これがためになるかというのと、そこら辺はちょっと私は非常に疑問に思うので、これでお金が足らなかつたらそうした、もともと山城何かみたいな項目もありますよみたいに今ごろ言って、それ何ですかというふうに思いました。

だって最初から、そうしたら、今年度のこういう寄附の中ではこういう銅像をつくりたいと思うんだけど、皆さんの賛同を得られたらお金を送ってくださるみたいな形で、ちゃんと提起すればよかったんであって、急に思いついたように、こんな銅像を建てるという話はちょっといただけないなというふうに思っております。

○委員長（板津博之君） 山田委員は、一番質問されたと思えますが。

○委員（山田喜弘君） 悩ましいところが、この銅像を使う。銅像がいいか悪いかがなかなか議論が深まらなかったというところがあって、ただ、今川上委員や酒井委員からも、場所についてやっぱり市民の声を聞いて、もっと配慮すべきじゃないかという、せめて建てるならそれをちゃんとすべきでないかということですね。市民がそれを誇りを持って見てもらえる

ようなところとかですね。

ただ、今回は本当に執行部側としては平行線になりましたけど、事業に着手していないの一点張りで、僕、自分の認識としてはもう事業着手しているでしょうと、予算成立前にとかということなんで、何らかやらないと、本当にこういうことがまたあるかもしれなので、歯どめを何か考えるべきじゃないかなというふうに思います。

また、そもそも論がちょっとなかなか議論していないので、これで討論、採決というのは、うんとか思いながら、皆さんが時間をもうちょっと欲しいと言うなら、別にやり方もあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、それで委員長の采配もあるものですから。

○委員長（板津博之君） ちょっと暫時休憩とします。

休憩 午後 3 時34分

再開 午後 4 時03分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○委員（川上文浩君） 動議を出させていただきます。

動議の内容といたしましては、本委員会の日時を延期していただいて、延長の動議ということで、日時変更の上の委員会延長動議とさせていただきたいと思います。日程のほうは、委員長のほうでちょっと調整していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） ただいま川上委員から延長動議が出されました。これにつきまして、まだ案ではありますが、後日、12月10日の午後 1 時からまた予算決算委員会を再開するというのでいきたいと思いますが、御異議……。

〔発言する者あり〕

済みません、ちょっと暫時休憩。

休憩 午後 4 時04分

再開 午後 4 時04分

○委員長（板津博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま川上委員から引き続き委員会で審議するよう延長動議が出されましたので、これに同意される方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。挙手多数であります。

そういたしましたら、日時はまた後ほど御案内いたしますけれども、現在の予定としては、後日、12月10日午後 1 時から再開という形でお願いしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、本日の付託議案の審査はこれまでとし、続きを12月10日の午後 1 時から開催し

たいと思います。

それでは、本日の予算決算委員会はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後4時05分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月6日

可児市予算決算委員会委員長